

平成24年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月15日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月15日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹	政策推進課長	山本 章人
		ふるさと振興課長	寺西 隆雄		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全課長	岡村 智彦
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 住民課長	犬飼 博初
		次長兼 保険医療課長	上田 実	次長兼 高齢介護課長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子育て 推進課長	鈴木 利彦
		健康推進課長	能島 頼子		
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農政課長	西川 和彦
		まちづくり推進課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	次長	絹川 靖夫	下水道課長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	鈴木 卓夫	総務課長 兼予防課長	伊藤 啓二
		消防署長	大橋 清		

	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 智久
		生涯学習 課長	川合 保	給食 センター 所長	長尾 彰夫
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第18号 平成24年度蟹江町一般会計予算
- 日程第3 議案第19号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第4 議案第20号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第21号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第6 議案第22号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成24年度蟹江町水道事業会計予算

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に議案第21号に関する資料が配付してあります。

本日、山田新太郎君より、葬儀のため11時から1時間程度退出したい旨が申し出がございましたので、これを許可をいたしました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月12日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

おはようございます。

それでは、去る3月12日の月曜日、代表質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告をいたします。

最初に、議会運営委員会の副委員長の互選についてであります。

副委員長が欠けておりましたので、委員会条例第8条2項により互選を行いました。

結果を議長より報告していただきます。

次に、意見書の取り扱いについてであります。

12月定例会で継続審議となっておりました5件について審査をいたしましたところ、採択することになった意見書は1件でありました。

アの「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書、この1件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、不採択となった意見書は4件でございます。

アの大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書、イの公立・公的病院の充実、地域医療の再生・充実などを求める意見書、ウ、障害者自立支援法の確実な廃止と「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を踏まえた障害者総合福祉法の制定・実施を求める意見書、エ、原子力行政の見直しを求める意見書。

この4件は、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

次に、第2回定例会（6月）の日程が決まりました。委員会報告書に添付されているとおりでございますので、お目通しよろしく願いいたします。

次に、臨時会の開催についてであります。

議会役員改選に伴う第2回臨時会は、5月11日金曜日の午前9時から開会いたしますので、

よろしく願いいたします。

以上ご報告をいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 黒川勝好君

日程第1 「諸般の報告」をいたします。

議会運営委員会副委員長に菊地久君が互選をされましたことをここにご報告させていただきます。

○議長 黒川勝好君

ただいまから予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いをいたします。質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いします。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 黒川勝好君

日程第2 議案第18号「平成24年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

総括についてございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから31ページまで一括で質問を受けます。

質疑は1人3回までとします。

歳入です。10ページから31ページです。

ございませんか。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

歳入、入湯税の関係であります。入湯税は12ページか何かにあると思いますが、一応入湯税に関してであります。今年度の予算470万だったと思いますけれども、この入湯税の見方、年々入湯税減ってきておりますけれども、現状、今年度はこういう予算でありますけれども昨年はどうであったか、10年前はどうであったかという点について、それが第1点です。

それから、2つ目には、入湯税を支払ってくださっておる、目的税でございますので、業

者、大体何社ぐらいあるんでしょうか。大口どうなのか、小口はどうなのかということで、どのような形でこれを入湯税の歳入の見積もりを立てておるか、中身をちょっとお尋ねをしたいわけでございますので、ひとつ、それが第1点です。

それから2点目には、軽自動車税の関係でありますけれども、軽自動車税の税の取り方の問題で、一般的に普通車よりも軽自動車のほうが今、町の中でも多く見られるようになったんですけれども、どんどん軽自動車の使用者がふえているにもかかわらず今回マイナスの予算になっておりますけれども、なぜだろうかなという点であります。

さっきのやつは10ページです。

それから、3点目にはたばこ税の問題であります。たばこ税がだんだんと減る傾向であるというふうに思っておりましたところ、横並び、横ですね。大体そうは変わらないということでもありますけれども、なぜだろうかなと。たばこ税は、見ている、この蟹江の議会の議員さんの中でも大分皆さん吸うの減りましたし、あちこち減ってきております。吸う人はまだ吸いますけれども、そういう計算をしていたときにどうなのかと。税金がちょっと上がったからかなとか、どんなような状況かなと。どのような試算をされておるのかなという点について、まず収入の面で3点についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

3点ほどご質問いただきました。答弁漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず、入湯税の関係でございますが、まず10年前の状況がどうかということ踏まえて、実は平成13年の折には業者のほうで8社、8事業者ありました。それで866万9,000円ほどの税収が上がっております。現在、平成23年度が5事業所ありまして、現在では今年度23年度ベースで現在収入が確定しておりますのが561万8,000円ほどということになっております。10年前と比べますと300万ほどの減になってきております。この状況によりましては、平成21年5月に東海テレビ放送さんの事業所のほうが営業を停止されたことと、それから松岡豊泉閣さんが平成22年にやめられたことによりまして、その時点で約300万ほど下がっているという状況でございます。

この入湯税の私どもの計算の仕方なんです、こちらのほうにつきましては事業所からの申告によりまして、何人入られたかと、お風呂を利用されたかということによって計算をさせていただいて、その年度ベースで計算をさせていただいております。

現状、客数で逆にお話しをさせていただきますと、平成15年当時が年間約9万5,000人ほどの利用者がございました。平成21年度には年間5万人ほどになりまして、平成23年度につきましては4万人ほどと年々減ってきているという状況で、現在は大体4万人ほどの方が温泉等を利用されているという状況でございます。

次に、軽自動車税の関係でございます。実は、軽自動車税につきましては、一時期乗用車から軽自動車にかえられる方がお見えになりましてふえたという状況でございます。ただ、

今年度23年度から24年度に向けて、私どもの実態の調査、登録をさせていただいている台数から計算しますと130台ほど減っております。この130台の内訳の主なものが原動機付自転車、50ccのものが大体40台ほど減っております。それから、軽四輪貨物車という自家用車、こちらのほうが33台減っております。一般的な乗用車、自家用車については増減がございませんので、基本的にこれは変わっておりませんが、そういった営業車のほうが若干減ってきておまして今年度40万ほどの減額の予算を立てさせていただいたというのが状況でございます。

次に、たばこ税の関係でございます。こちらのほうにつきましても、現在横ばい状況という形なんです、はっきり申し上げますと若干ふえている状況でございます。税収としてはふえております。

こちらのほうでございますが、税制改正がございまして、18年の折にたばこ税が上がっておりまして、その後22年10月に上がっております。その関係で、私どものほうも一時期、月々の計算をしておまして、22年の折には10月の時点で、税収として月に大体1,700万ほどあったものが600万ぐらいに落ちたという傾向がありまして、ちょうど予算編成の時期に当たっておりましたので、私どもも今後減っていくだろうということを考えておりましたら、現状では当初のころの月1,700万ほどの収入が実は入ってきておる状況がありまして、こちらのほうについても、たばこの喫煙者は若干減ったんではありますけれども、税収としてはふえてきているという状況で、現在横ばいの状況での引き続き予算を立てさせていただいたというのが状況でございます。

○9番 菊地 久君

入湯税の関係でありますけれども、昔はもっと、私は1,000万を超しとったころを覚えているわけですが、現在13年のときはこういう数字であって、利用者が9万5,000人が約5万人ぐらい、4万5,000人も今少なくなったという状況ですね。

その原因ですけれども、原因は一体どこにあるんだろうかなと。特に町の政策の中で、また今までの総合計画の中でも、温泉を利用して蟹江町の発展とか、温泉のまち蟹江町、水郷のまち蟹江町とって非常に売り込んで、温泉のネオンをつけたり、道路も街路も直したり、イルミネーションもやったりして、いろんな宣伝活動をずっと続けておったわけでありまして、利用者が少なくなってきた、非常に来る方が少なくなってきた。投資をしても投資の効果が無いというようなことになってきましたときに、どういふとらえ方をしたらいいんだろうかなと。

人がこれから大勢温泉を利用して入湯税を支払ってくださるというようなことならいいわけですが、業者も松岡さんは撤退されたりいろんなことで、使われておるところは、尾張温泉観光ホテルはありますけれども、センターですね、センターが一番多いんじゃないかと思うんですが、あとは小さなホテル、ホテルもラブホテルや何かも温泉使っているようでありますけれども、それから、というような計算をしていったときに、これからの入湯税

の見込みというのは、ここから拡大をするということではなく、まだ衰退をするような心配をしておりますが、目玉になっております尾張温泉のセンターですね、ああいうところの利用価値というか、もっと人がふえてくるだとか、そんなような、向こうの営業政策はありますけれども、東海センターの営業政策もあると思うんですが、何となく、何かもう人もそんなに大勢入っているようではないし、各地もいろいろと温泉施設ができたような経過もあるかと思いますが、果たしてこれから息を吹き返していくようなあそこの実態なのかどうかと、これを私は心配しておるわけでございますけれども、今の答弁からいいますと現状はこのような状況であって、入湯税は、ことし組んだ金額としてという数字が出ておりますが、この数字すら見込み数字であって、実際このような形でどうなのかなと、こんなことを私は思うわけでありますけれども、見方、立て方、立てたときの入湯税はこのような、昨年度は570万、それで今回は490万ですか、減額80万になっておりますけれども、これは先ほど言った見込みや何かで計算をされて、間違いなく入湯税は下がりそうだと、こういう数字だと。それは先ほどの話のあったお客が非常に、こちらへ来るお客が少なくなったであろうと、それからこの80万の見立てについてもそういう見立ての中で80万減だという推理を立てたのかどうか。実際はもっと減るのか、しかしやり直してみたら、決算になったらそうでなくてふえるのか、その辺がポイントになってきますので、特に税金全体を見たときに町税や何かでも個人・法人税、これはいろいろの景気の状態やいろんなことによって変化をしたりするわけですが、これ目的税とか、それからたばこ税だとか、軽自動車税というのは本当に蟹江町の独自のことによって金が歳入としてあてにできたり、それを使ったりすることができるものですから、実態がこれがどういう変化するかというのは非常に、金額的には少ないですよ、少ないけれども、どうなのかなという心配であるわけです。

先ほど質問の中で、たばこ税は逆に400万減るだろうと思っておったのが予算的には今回ふえておりますし、それから軽自動車税や何か、本来は私はふえるであろうというふうに思っていたのが、逆にこれは減額予算になっておるんですね。その辺がちょっと理解ができませんけれどもね。軽自動車税の予算の減額がどうしても理解ができませんけれども、何かほかの原因はないんですか。減っていったという。

それから税制上の、国の税制上の扱い方だとか、その変化によってということはここにはないんですか、軽自動車税については。その辺はどうなんですかね。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

まず、入湯税のことを言われました。こちらのほうの予算のほうの実は立て方でございますが、前年度の利用者と今年度見込まれる差の分で計算をさせていただいて、実は平成22年から23年の分で計算をさせていただいて、実は日帰り入浴者というのはふえております。これは250人ほどふえておりますが、実は宿泊の関係のほうの入浴者が3,800人ほど減っておるという状況でございます。こちらのほうが実は宿泊のほうは150円、日帰りのほうは50円と

いうことで、その計算をしていきますと、どうしても入湯税に関しては減ってきているというのが状況でございます。

それから、たばこ税のほうにつきましても、実は当初23年度の予算の折には、私ども値上げの関係で若干減るだろうということで4割ほど実は見込みを立てさせていただいたんですが、現状としてはそうでもなかったということで、今年度は実は減少分を2割程度というふうに見込んでおりましたして予算を立てさせていただきました。実際には23年度は前年度の24%程度の減で済んでおりましたので、今回2割程度で予算を組まさせていただきましたというのが現状でございます。

それから、軽自動車税につきましても、私どももちょっと原因がつかめないというのが現状でございます。確かに台数としては減ってきておるといえるのがありますので、これは私どもとしても計算上はどうしても今年度は減るであろうということで上げさせていただいたと。すみません、申しわけございません。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

19ページになりますけれども、少し確認したいという意味で質問しますが、子ども手当に関するのですが、子ども手当を民主党政権になってから子ども手当ということで出させていただくようになりましたが、その後、参議院のねじれ等もありまして、自民党初めよその政党から子ども手当に対する大変強い風当たりがあったものですから、それを児童手当に戻すんだ何だという話があったんですけれども、ここに見ますと、その話の中身のとおりで、児童手当の負担金というのが国庫負担金の中に入っていて、下には子ども手当負担金ということで入っております。これ数字的には全く逆転しているようなやっぱり入り方をしていますね。

それで、歳出のほうを見てみますと、歳出は93ページですが、ここでは児童手当ということで5億5,000万ということで、約ですね、上がってしまっていて、そしてその下の下の欄にいきますと子ども手当ということで1億ぐらい計上されているんですけれども、この入り方ですが、あくまでも国のほうからは、もう名称も何もかも変えて児童手当ということに完全に切り切って児童手当として入り、また出すときも今度また児童手当というもとの形で出すような形に全く変わっちゃっているのかどうか、その子ども手当の扱い方、児童手当の扱い方について、入りの部分と出の部分についてお願いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

子ども手当に関するご質問ですが、まず子ども手当、まだ名称のほうは実は、子供に対する手当とかそういった名称を今、通常使ってございまして、子どものための手当というような、ちょっとあいまいな名前になっていますので、実際国のほうからは情報はそんなにも入ってきてなくて、まだ今のところ法案のほうは提出されただけだと思います。

それで、どうしても3月、ことし今月末までが今のつなぎ法案で子ども手当支払っているわけなんですけど、3月過ぎて法律ができない場合だと名称のほうが児童手当に変わるわけなんです。子どもはどうしてもその辺が実にあいまいなものですから、一応戻るといような可能性を残して児童手当のほうに今回予算のほうは組み入れまして、2月、3月、それと4月、5月分もあるわけなんですけど、それについては子ども手当という感じにはなりません、あくまでもまだ予測の段階でどうしても、この負担率もまだまだ何も、地方と国の負担率もまだまだ何も決まっておきませんので、今のところはもう政府の状況を見ている段階でございます。

ですので、一応は4月からは、3月までにその子どものための手当という法案が成立しなければ児童手当に変わりますので、そのような児童手当に対処できるように一応予算どりはしてはございます。

以上です。

○議長 黒川勝好君

よろしいですか。

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、生涯学習課、給食センター所長、伊藤消防本部総務課長の退席を許可いたします。暫時休憩いたします。

(午前 9時26分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時28分)

○議長 黒川勝好君

歳出は、款別ごとに質疑を受けますが、1人3回までといたします。

1款議会費、32ページから35ページまでの質疑を受けます。

よろしいですか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、36ページから75ページまでの質疑を受けます。

○7番 中村英子君

まず、47ページですが、電気料に関することですが、電気料というのは光熱費のところの5の1で電気料というものが上がっているんですけども、この電気料が昨年、大変福島原発事故等ありまして電気の節電をしようということで庁内も節電をされたと思うんですが、庁内の節電ですけれども、どれぐらいやっぱり効果があって、そして次の翌年にどれぐらい見込んでいるのかということなんですけど、今回のこの電気料の数字を見ますと、予算時点で

は去年の23年の予算よりも電気料としてはふえたものが計上をされているわけで、この辺はどうしてなんだろう。庁舎の中ももっと節電できる設備を入れるというようなことで節電体制ということでやってもらっていると思うんですけども、今申し上げたようにちょっと電気料も上がっておりますし、昨年どのような節電効果があったということもわかりませんので、まず第1点、それをお願いしたいと思います。

それから、委託料の関係ですけれども、委託料は今回上がっていませんのでページちょっとあれですが、地番地名に関する、町名変更ですね、地番地名変更に関する委託料というのが今回上がってきていないんですよ。上がってきておりません。

昨年は富吉のほうで富吉1丁目から4丁目ということでやっていただきましたので、もう本当に地域の皆さんも大変簡素になって喜んでおりますので、よかったなというふうに思うんですが、今回、ことしはこの地番地名に関する予算というものが指定されては上がっていないんですね。どどこで何をやるという形では上がっておりません。

それでお聞きするんですけれども、JR北の土地区画整理事業が終わりに近づきまして、当然ここも区画整理の後は町界町名をきちんと設定していくという作業になってくるんじゃないかと思うんですけれども、この作業が大体いつごろ、来年度なのか、26年に完成完成言っていますので26年になっていくのか、その辺のまず見通しと、それからこの地域は一応藤丸団地も含め、それから北側は須成の一部も含まれているという、そういう3つの町内会が絡んでいる1ブロックになっておりますよね。

それで藤丸団地の方々も早くこれの住所の簡素化もしてほしいという要望をたくさん町のほうにも届いていると思うんですけれども、北のその区画整理終了後にそれを変更するのであれば、このブロック全体を考えて一度に変更していくということがやっぱりいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のことについては、3つの町内会もここにかかわってきますので町のほうの中心的役割を果たしていただくということも大事じゃないかというふうに考えておりますが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

それから、57ページですが、この一番下のほうの委託料というのがあるんですけれども、この委託料の中に協働地域づくり支援事業というようなものが150万円計上されているんですけども、これは名前が変わったのか新たなものかわかりませんが、ちょっと新しいものではないかというふうに私は受け取っているんですが、これはどのようなものに対してどういうふうに使われるものなのか。

以上、3点についてお願いします。

○総務課長 江上文啓君

私のほうからは、財産管理費における電気料の増額について、まずご説明させていただきたいと思います。

まず、23年度における節電の状況でございますが、夏の3カ月間におきましてはおおむね

20%以上節電はできました。最終的に、23年度の通年といたしましては10%程度の節電になるかと考えております。

来年度、電気料金が上がるというのは実は、議員もご承知と思われませんが、熱源を暖房は全部電気でやらさせていただいております。昨年までは灯油をたいて暖房しておった関係で、実は灯油の予算計上額を見ていただくとよろしいかと思うんですけれども、昨年が125万で24年度においては33万6,000円ということで90万ほど灯油のほうは下げさせていただきました。そのかわりと言ったらなんですけれども、先ほど申し上げましたように熱源が全部電気になった関係で年間で84万ほど電気料金がふえるという見込みで計上させていただきました。

以上でございます。

○政策推進課長 山本章人君

それでは、2問目の町界町名の関係についてお答えさせていただきます。

町界町名設定推進事業ということで、ことし平成24年度分に関しましては町界町名設定推進委員会の報償金しか組んでございません。

実は、事業のほうはとりあえずJR北、それから藤丸団地、それから須成の一部なんです、そちらのほうの町内会長さんのほうからはそういうお話はございました。ただし、まだ要望書とかが出てきておりませんので、まだ地元のほうで何か取りまとめているという状況でございます。

それから、それに付随いたしまして、今のところ要望書が出てきている地区、これがまず蟹江本町地区で、うちのほうといたしましては、これは25年度の予算計上で、本町地区の土地改良は済んでおりますが、済んでいない地区を中に編入するという形でいきたいと思っております。

その次にまた要望書が出てきておりますのが西之森の北新田の地区、それから鍋蓋の地区、そういう順番で今のところは要望書が出てきておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

それから、もう一つ、57ページの協働地域づくり支援事業でございますが、こちらは旧の平成20年、21年に実施いたしました協働まちづくりモデル事業、これの進化版という形でございます。内容としては同じような形で、地域の皆さんが協働でできる事業を手挙げ方式で考えていただいて、そちらのほうに補助を出すと、そういう形を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番 中村英子君

電気の関係はそういうことになっていきますので数字的にはわかりましたが、やはり節電も続けられるというふうには思っておりますので、ただ、余り極端に寒い寒いとか暑い暑いとかそういうことがありますので、そこら辺のバランスも考えながらやっていただかないといけないかなというふうに思いますので、お願いします。

それから、町界町名についてお聞きしましたが、今の答弁は、それぞれ地域からそういう要望が出てきておるのでお願いしますと言われたんですけども、ちょっとそのことを聞いているわけではないんです。今限定してJR北がやらなきゃいけない状況にあるから、そのところのそれを全体として一回でやっていくということが必要じゃないかなと思うんですよ。一度そこをやって、また次にやるって二段階で物事をやる必要ないので、JR北のその1ブロックについては、そこを設定するとき、同時にその地域が同じブロックのところはやったほうがいいんじゃないのというふうに私言っています、今の答弁ですと地元から要望書が出てきていないのというような話ですけども、これは要望書が出てくるとか出てこないとかということではなくて、この地域がもうその北の区画整理の時点で変えるときに一緒にやりますよという姿勢を持って全体を変えてもらわないと進まないから、それには町がやっぱり率先して中心になってやってもらわなきゃ難しいんじゃないのというふうに私言っていますので、そのJR北の須成と藤丸を含めたブロックに関してどういうふうに思っているのかと。それが、要望書が出てこないだとか本町が先だとか、西之森が先だって、こっちは後でやろうとかという考えではまずいんじゃないのと。やるべきときは一緒にやりなさいと。そのときには町にリーダーシップをとらないと、地元任せで要望書が出てきていないからといって藤丸と須成は後回しにしてもいいことないから一緒にやってちょうだいと、その考え方について私お伺いしていますので、そのところについて答弁してほしいと思います。

それから、今言われました協働地域づくり支援事業ということの150万円ですけども、やり方としては、前回もモデル事業というようなことで、地域でいろいろグループはつくって取り組んでいる課題で、手を挙げて申請してもらって、そしてそのやっていることを取り上げるかどうかということを決めてもらってから、それについて出すというやり方だったと思うんですけども、今回もそういうやり方で、じゃ手を挙げて内容をきちんと町にして、そしてその中身を、例えば10なら10あるけれども、そのうち5を採用するよとかそういうやり方であって、町内にあるそのボランティアグループだとか、それから自主団体グループでいろんな活動しているグループに対して、ある一定の援助だとか補助をしましょうというものとは性格的に違うんだという今印象をもらったんですけども、やっぱりそれは性格的に違う出し方だということでもいいのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○政策推進課長 山本章人君

それでは、1つ目の町界町名の関係なんですけど、実はちょっと、津島の法務局さんのほうと少し話をしてみました。そのとき、あちらの事務の仕方からあるんですけど、土地の区画整理で所有者も、それからすべて一遍に変わるときに、そこに隣接した地区と一緒に変えてくれるのは少し時期をずらしてくれということをお伺いしております。

それもございですが、うちのほうとしては、あの地区全体として見ておまして、都市計画課のほうとはその何丁目の区割りの仕方とかは全体を見て考えてくれということで話は進

めておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次のまちづくり協働事業の件でございますが、こちらのほうは前回の形を踏襲しながら、全部の団体等に振るわけではございません。募集をいたします。募集をして、その協働の公益性というところを一番の重点としておりますので、そこに重点を置いた事業、団体のその事業を提案していただいたところにうちのほうで審査会を設けまして、最終的にその事業を決めさせていただいて補助するという形をとる予定でおります。

以上でございます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

ちょっと町界町名の関係で補足させていただきます。

先ほど課長が言いましたこともそのとおりでございますが、これは中村議員おっしゃるとおり、JR北の区画整理が終わろうとしている中で、その地域を町としては一括で町界町名をやる地域として設定をしておるものですから、そういう形で区画整理が終わる時点で一緒にやれるのが一番よいというふうには実は考えております。

ただ、区画整理自体が25年に換地を行われますので、そのときに区画整理の中で新しい町名を実は決めていただくこととなります。町名自体が将来地域を全体として藤丸地区、須成地区もすべて網羅したような感じで町名をつけていただくことが私どもでも理想な格好と思っておりますけれども、その上で町内会、今村の町内会、それから藤丸の町内会、須成の町内会さんが一緒になって、じゃ時期をいつごろ、全体としてやるのであればいつごろにやっっていこうと、そういうことを決めていただくことが一番いいのかなと。ただ、先行的に行っていくのは、どうしても区画整理が先行しますので、それについてはやむを得ないというふうに思っておりますけれども、ただ、町の名前だけは同じ、将来を見越して名前をつけていただいて、その上で3町内会が合意の上で進めていけるといいと、そんなふうに考えています。

○7番 中村英子君

区画整理が先行するというんですけれども、その名前だけを考えておいてほしいということなんですが、別にまとまれば一緒にやったってやれないことはないんじゃないですか。どうして、名前が決まれば、それは何丁目何番地というふうになってくるので、その時点で私は一緒にやれることだというふうに思っていますけれども、そして、それをまたやらなきゃいけないと思うんですよね、一緒に。また後、先行して、残った部分をまた後でやるというような状況はつくっちゃいけないので、換地するなら換地する来年度、25年度に換地するときやるならやるで、一緒にやるというそういうことを町の方針としてやっっていけないことにはいけないんじゃないのということをまず言っていますので、そういう方向での検討をお願いしたいと思います。

それから、そのモデル事業を採用するということなんですけれども、この、じゃ1グルー

プに例えば上限、30万なら30万とか50万なら50万で知りませんけれども、1グループの上限があってやるのか、その上限はなくて、グループごとに、極端な話で言えば、これはすばらしいのでここには100万出しましょうなんていうことになるのか、その辺のところはちょっとわかりませんので、上限幾らで何グループというような予算の立て方なのかどうかということをお願いしたいと思います。

それから、ちょっともう1点、追加でお願いしたいんですが、53ページですけれども、国際交流団体に対する交付金というのがありまして、これも昨年ちょっと質問したんですが、昨年もこれは10万円ぐらい例年よりプラスになって出していたんですが、何で昨年も10万円プラスにこの団体に出すのかというふうに質問しましたら、マリオン市からのホームステイの交換で受け入れをしたいと、そのことで国際交流の皆さんにもお世話になりますのでということで10万円の補助金のプラスがあったというふうに記憶をしていますけれども、昨年は特殊な、本当に原発事故だとかいろんな状況がありましたのでそれが取りやめになったということはもちろん理解をできるんですが、では、じゃことしはどうなんだろうということ考えたときに、見通しとしてこれしっかり持って、その補助金をふやしたりしてやっているのかとは思いますが、この見通しについてどういうふうに、きちんとしているとは思いますが、お伺いしたいと思います。

○政策推進課長 山本章人君

では、最初のほうの質問の協働事業の関係でございます。

協働事業の関係は、前回のモデル事業の件と同じような交付金額ということで、一応今回は最高でこの150万ということで、1団体15万までの補助という形で考えております。ただしその審査のほうがありますので、10団体応募するかどうかということもございしますが、何団体になるかはちょっと募集をかけてみないとわからないという時点でございしますが、そういうことで、とりあえずこの24年度は1団体15万までのこの協働地域づくり推進支援事業ということで実施させていただきます。

それから、前回の、20年、21年もそうだったんですが、20年は9件、それから21年は8件の実施がございました。そのうちで外国人の子供と保護者のためのプレスクール事業とか、これはその後子育て推進課のほうで事業化しております。それから舟入水辺スポットの川辺を花いっぱいという当時の事業も土木農政のほうでアダプト事業として扱っております。それから八重桜並木の水辺再生、それから水郷の風情創出事業、そういう事業がその中から、土木農政のこれはアダプト事業がほとんどなんですが、そちらのほうでカバーするという形で予算化しております。このような形で、また新しい事業を見つけ出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、国際交流の団体の補助金のご関係でございます。こちらのほうは国際交流団体交付金ということで、こちらのほうも去年と同じく、このプラス10万の上乗せはマリオン市の

ほうからのこちらのほうにホームステイで来たときのウエルカムイベントの分ということで10万余分に組んでありますが、実際に蟹江町内の国際交流団体に交付しておるのはそのもとの20万だけでございます。これ来るのがはっきりしたときに10万上乗せして、そのウエルカムイベント分ですよということで交付したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

中村議員のご質問に補足説明をさせていただきます。

国際交流団体への交付金でございますが、先般も中村議員にご質問いただいたことは十分わかっております。それで見通しでございます。実際その相手の方、メイヤー、バトラー市長のほうに実は手紙を書かせていただきました。明らかに今回3月24日から派遣をさせていただきますスタッフに12人の中学生、そして副町長を同行させていただきます。

実を言いますと、私が2年間お邪魔をさせていただかないときに、当然アメリカ人というのはそういう風習なのか、メイヤーが来ないと対応もやっぱりしなかったというので大変申しわけなかったということがありますが、今回は私の名代ということで副町長に行ってください、文章も今、メイヤーのほうに送らせていただいております。

実を言いますと、昨年度、この3.11がございましてから、放射能の影響でということで向こうのほうから、エクスチェンジという交換学生を快諾をしておったわけですが、急遽取りやめになりました。このことについて原因を追究するつもりはありませんが、まず恐らく放射能の影響ではないのかなと私どもは推察をいたします。来るのもだめ、行くのもだめということでありまして非常につらい状況でありましたが、この3月24日の日程を決めさせていただくことにつきましても再三再四メールを送らせていただき、関係者と調整をさせていただきました。

その結果、3月24日にお邪魔をさせていただくスタッフとして、1回目にこのマリオン市に派遣をいたしましたベテランスタッフが同行することになっております。それで、今回のエクスチェンジ、交換学生は必ずこちらへ来ていただくように説得をして来てくださいます。この可能性としては多分高い確率であるのではないのかな、そして今回イレギュラーではありましたが、今年度の最後にお邪魔をさせていただくということは大変申しわけないという文章も含めてお送りをさせていただき、24年度につきましてもできれば夏休み期間の8月に中学生を派遣させていただきたい、そのことについてのミッションもしっかりと目的を持って今回派遣をさせていただく予定であります。

来たら使うのではなくて、まず間違いなく向こうからの派遣団は来るというふうに私は今理解をしております。その10万円でございますので、ただ、基本的にはホームステイをした中学生の家庭からお世話をいただけないかなと。最終的に国際交流団体にフォローアップをしていただけるとありがたいということで、今、二重でお願いをしているのは事実でありま

す。10万円で足りるのか足りないのか、ちょっとまだ、初めてのことでありますけれども、できるだけボランティアで何とかお願いをしたい、こういうことでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長 黒川勝好君

他に。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

ページ数は61ページ、非常用の備蓄食料等というので197万7,000円ですか。今回、東日本の大震災におきましても非常にこの災害用の備蓄食料品等が足らなんだということもお聞きしているわけなんですけれども、3日ぐらいの水分というか水ですね、水も各自で用意なさいと町のほうからも言われておるわけなんですけれども、今回のこういう大きな地震がこの東海地方でも三連動という地震が起こるんじゃないかと言われておるわけなんですけれども、今、町内においても食料品、日用品、6事業所とも協定を結んでいるということでお聞きしているんですけれども、今回のこういう大きな地震が蟹江町でも起きたときに本当に間に合うんだろうかということをお聞きするところではありますが、その点についてもちょっとお聞きしたいのと、もう一つは、本町においても慢性疾患を持った方がみえるわけなんですけれども、特に腎臓だとか、それから食物アレルギーの関係の人だとか、そうしたことに対応できるような災害用の備蓄になっているんだろうか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

今回の備蓄用の食料の予算でございますが、こちらのほうは備蓄用食料等ということでアルファ米が5,000食と乾パンが4,800食ということで、昨年度入れかえをしておりますので、またこちらの4年に一度という格好で補充しております。

また、いろいろと食物アレルギーの関係などでそのあたりが大丈夫かということでございますが、災害の支援協力ということで食品とか日用品の関係は災害時の応援協定を結んでおります。災害時における生活物資の確保とか調達に関する協定などは6事業行っております。海部南部農業協同組合、株式会社ヨシヅヤ蟹江店、ユニー株式会社、ピアゴ蟹江店、蟹江町商工会、生活協同組合コープあいち、また先日、赤ちゃんデパート水谷さんでも協定のほうを結ばせていただきました。

また、アルファ米の中におきましても、食物アレルギーの成分等がまたホームページでも載っております、ある程度対応しておりますので、またしかし、その部分に関しても随時研究をして、新しいものも取り入れていきたいというふうに考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

予算の関係もあると思うんですけども、特にこの、今先ほどアルファ米ということでお話をあったわけなんですけれども、食物アレルギーに関してはそういうお話をされてみえたんですけれども、このアルファ米は結構塩分だとかカリウムだとか、そうしたものが多いものですから、制限のある人には非常にこれは大変なことが起きるんじゃないかなと。特にこういう避難所だと、長期間にわたるとそうした塩分だとかカリウムだとかそうしたことが影響して、特に震災で被災地の支援物資というのがおにぎりだとかパンだとか、それからカップめんだとか、炭水化物が結構多いということで、そうした慢性疾患の方には非常に影響が出てくるのではないかなと思うわけなんです。

そうした面で、今、災害備蓄用のこれされているわけなんですけれども、そうした今、アルファ米の半分米というのがあるわけなんですけれども、カロリーが非常に減らした、こうした腎臓病の方だとかそうした方に有効であるということをお聞きしているんですけども、この点を取り入れるとかということはどうでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○安心安全課長 岡村智彦君

以前にアルファ米の見本でそのような試供品というものを一度見させていただいたことがございます。非常にカロリーが少なく、そういうアレルギーの方にいいということで、近隣の市町村でいえば、たしか愛西市か何かの一部取り入れるというようなことも聞いております。

しかし、そちらのほうも、こちらの福祉関係で何人分ということ想定をして、また協議しながら考えていかなければいけないんですが、協定の中に生活協同組合コープあいちさんというように災害応援協定がありまして、こちらのほうは愛知県の支援本部の中にも入り込んでいますので、いろいろとそういう実績があります。また、この協定を結んでいるような各農協さんとかコープあいちさんとか商工会など、そちらのほうにもまた意見を聞いて、また取り入れるような格好でもひとつ考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○1番 松本正美君

どうかよろしくお願ひいたします。これは大事なことで、お願ひいたします。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですから、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、76ページから101ページまでの質疑を受けます。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

繰出金についてお伺いするんですが、民生費の繰出金だというのがあるんですけども、

特別会計に対する。ちょっとその繰出金についてお伺いをいたします。

ちょっとページ数わからないんですけども、繰出金が、これ代表質問のときでもさせてもらったんですけども、国保に対する繰出金、それから介護に対する繰出金、後期高齢に対する繰出金というふうで、その3つの、高齢者がふえることによって医療費や介護給付費がふえて、それが保険料を上げたけれども保険料だけでは賄えないということで繰り出しているわけですが、この繰出金の合計が、3つの会計に出す繰出金の合計というのを見てみますと本年度は7億3,700万円、約ですね、7億3,700万円ということになっている、この3会計に対して。

これ過去の推移をずっと見ていますと、一応ふえてはきておるんですけども、5年間ペースで見ていると約2億円が繰出金のほうへ出ていて増加しているという傾向で、これは年々また繰出金の増加というのは考えられるわけですよ。ここの数字、過去の経緯とこれからの考え方を、見通しを思うと10億円ぐらいもう繰り出していかなきゃいけないというような、そういうような状況というのがつくり出されつつあるなど。

そうなってくると、町の一般会計というのがもう本当に、今年度は88億ということで組んでいるんですけども、この88億組んでいても、例えば今度体育館、蟹江町の中央体育館ですけれども、あれを改修する1億5,000何万のうちの1億円もこれ起債ということの取り扱いになっているわけですよ。そういう小さい事業でも起債を起こさなければやれんのだらうかというふうには思うんですが、この繰出金の合計が10億円を超えるような状況になってくるとは本当に蟹江町の財政を圧迫してくるなというふうには思うんですけども、やっぱりこれ、上限というものが決まるようでは決まらない。

過去には、私、議員になってからしばらくの間は、国保や何かに繰り出すのは大体1億円をめどにしようと、1億円をめどにしてやっていこうというようなことで、当局とそれから議員のほうで何となくそういう1億円というのがいいんじゃないかというような了解というようなものもあったんじゃないかなと思うんですが、そんなことも言っておられずこんなふうに繰出金というのはふえてしまっているわけです。

共産党さんがいたときは、どんどん繰り出せ、繰り出せと。保険料を安くしろ、安くしろということの主張があったんですけども、私はそんなことは言いませんが、このバランスですよ、どんなふうに皆さん考えてみえるのか。10億円近い繰り出しということになり、しかもこの間も代表質問のときに言いましたけれども、税金はどんどん減少してきているわけですね。税金というのは町民税でも個人もどんどん減収しておきておりますので、そのことについて大きな問題ですけども仕方がないと言っちゃえば仕方ないけれども、ちょっとこの部分も皆さんどういう認識なのかなというふうに思いますので、お伺いしたいと思っておりますけれども。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうから国保会計への繰出金についてご答弁させていただきます。

(発言する声あり)

○民生部長 齋藤 仁君

それでは、まとめて繰出金という、3会計ではございますけれども、その一般会計からの繰り出しについてご答弁申し上げます。

中村議員のご指摘のとおり、だんだんこれはふえてまいります。と申し上げますのは、それぞれの会計、それぞれで法定負担というものがございます。町が負担すべきものというものがございまして、これに対しまして町は一般会計から形として繰出金という名目で各会計にお渡ししておるものでございます。

それにつきまして、こちらの24年度の特別会計説明のほう、ちょっと見ていただきますと、その内訳が書いてございますのでいいんですけれども、法定負担以外に出ておりますのは、国民健康保険のほうでいわゆる不足分に対しましてどうしても足りない場合にはお出しをするという格好でお願いをする部分がございます。それが少ないときでは3,000万円ほどまでに落ちましたし、多くても1億円以下には抑えるようにということで、今年度もほんの少しですけれども組んでおったと思いますが……、今年度は、申しわけございません、繰入金のほう、一般会計の関係、他会計繰入金のところで国民健康保険のほうもございませぬので、今回は今のところないという格好でございます。ですから、1億円云々という話は私どもとしては最大限、もし何かあればそこまではということはあるやもしれませぬけれども、際限なくこの繰り入れというもの、いわゆる不足分に対しての繰り入れ、補てんというようなことは原則考えていないというのが現状でございます。

今あります3会計合わせて7億7,000万ほどというのは、いずれも法定負担ということで、町としてきちんとその特別会計ごとに支出をしなければならない部分でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、高齢者の方がふえたり、医療費から介護がふえれば、これは当然法定でございますのでふえていくということは当然考えられますので、そのあたりも中で十分検討しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

中村議員におかれましては、代表質問のときにご指摘をいただきました。

今、担当部長が申しあげましたとおり法定の繰出金というのがおのずと決まってきております。当然中村議員ご承知おきいただいていると思っております。

国保税につきましても、実際国保税の改定をどうだという自治体がたくさんあるやに聞いておりますが、当会計といたしましては、本来、共産党の議員さんがお見えになれば、また多分ご質問いただける状況だったと思うんですけれども、我々としてはやはり独立採算制を

とっていただいて、あくまでも特別会計は特別会計でやっていただくというのが本来考え方であるというのは再三私が述べてきたわけでありましたが、今回、先ほど来、担当から3,000万まで町の繰り出しとしては国保に対してしていた時期もございます。しかしながら今年度は5,000万、来年度はご承知おきいただくように8,000万の繰り出しをしております。その中で国保税の今後のあり方をしっかりと見させていただき、保険料の改定も含めて議員の皆様とお話しをさせていただくことがこの来年25年度にはあるやに考えてはおります。

全体的な考え方として、中村議員もご指摘をいただいたとおり、このような状態を、じゃ続けておっていいのかというのは、いいわけがありません。ですから、今、政府におかれまして税と社会保障の一体改革というので、まだこれもしっかりと増税の問題だとかが解決しておりません。我々としては本当に一日も早く今国会でこの法令が通って、我々といまして、社会福祉の面、それから今後あるであろう障害者の自立支援、これも若干名前が変わるやに聞いておりますが、このことについてもしっかりと手当をいただいて、これから来るべき超高齢化社会について国としての指針をしっかりと示していただけるとありがたいのかなど。

ただ、町といたしましても、その高齢化に歯どめをかけることはできませんが、給付費を何とか抑えるべく介護認定の上昇を何とか抑えようと、その施策については社会福祉協議会とともに、福祉課とともに、民間の皆さんとともに頑張ってもらいたいなど。これはこの前の代表質問の答弁と同じでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番 中村英子君

法定で決められておる自治体の負担ということはわかっております。そして、足りなかったら一般会計から——もし出そうと思えばですよ、極端な話、じゃ今度もう保険料を、介護のほうですね、介護のほうも大幅に保険料を上げることなんですけれども、上げずにおいて一般会計から出そうというのも一つの考え方ですよ、やり方。それをとっていないんですけれども、そういうやり方だということだから、私は実態について明らかにしたいというふうに思って質問しておるんですけれども、結局そういうことで自治体の負担は年々増加するし、そして保険料がもし仮に、もう今でも本当に限界に来ているような保険料だと思うんですね、国保は高いとか、介護は払えんだとか、それで未収の部分というのは本当に出ちゃって、その額もだんだんふえていますので、だから町民の負担する額と一般会計が補てんする割合というものに対して、ルールなしに出せと言えれば保険料は安くなる、安くなるし、一定の基準で抑えようと思えば保険料は上げなきゃいけないという、こういうからくりになっていますので非常に難しいんですけれども、これ以上私、保険料の負担もう無理じゃないかなんていうふうに考えてくると、やっぱり次は一般会計から出せという話だあってあり得ると思うんですね。

今、町長が言いましたように政府のほうがそれを改革しようと、こんなことではもたない

と、どこの自治体も。だから、もう税と社会保障の一体改革で改革しようということで今やっておりますので、それがどうなるのか方向性はわかりませんが、いずれにしてもこの小さな町でそういう高齢者のふえることに対する費用負担、これは保険料以外にもほかの面でも高齢者に対していろいろ手当しなきゃいけない部分というのは出てきておりますので、その費用の負担と、それが一般会計に占める割合が少なくなるということは余り考えにくいものですから、その辺のバランス的なことで非常に今の自治体ではその負担が余りにも大きくふえているよという実態ということからちょっと質問させてもらいましたけれども、税と社会保障の一体改革どうなってくるかわかりませんので、決まるか決まらないかもわかりません。決まらなすりゃ、またこのままの状況も続いていくわけですので、その辺の経営について本当にきちんとした認識のもとに必要な施策をやってもらいたいなと、そういうことでお願いをしたいと思います。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は81ページ、下のほうですけれども、緊急通報システムですね、222万8,000円ですかね。今、蟹江町では緊急の固定電話の緊急装置を利用した、緊急ボタンを押すことによって通報する、在宅のひとり暮らしとかそういう方にそういうシステムがあるわけなんですけれども、最近お風呂で倒れられる方があるわけなんです、そういうケースがあるわけなんです、そして、特に高齢化になってきておまして、ご夫婦がなかなか動きが悪いという方も見えるわけなんです。電話だとどうしてもそこまで行けないということもあるわけなんです。

今、ペンダント式の無線発信器によるそうした取り組みをやられておるところもあるわけなんですけれども、この送信距離にして、見通しで距離で100メートル届くため、家の中だとほとんどのところで届くという、そういうすぐれものなんですけれども、こうしたペンダント型の無線発信器の取り組みを一回考えていただきたいなと、このように思うわけなんです。

特にこうしたお風呂なんかだと、奥さんなんか足が悪くて、ご夫婦で見えてもなかなか思うようにいかないという方も見えるものですから、そうした方のためにも、今後高齢化もふえてくるものですから、そうしたことも必要になってくるんじゃないかなと思うわけなんです。

こうしたことも含めて、今の現状、状況をちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

この緊急通報システムに関しましては、現状としまして、今、60件ほどご利用いただいているというのが現状でございます。それで低所得でひとり暮らし等の方ということでござい

ます。

議員、今おっしゃいましたようにペンダント型というのも出てきております。それで一番初めのころは電話機型と申しまして、普通の電話機型のものに緊急用のボタンがついたような形のものでございました。それがボックス型のものに変わり、さらには、今はペンダント型だけのものにだんだんと変わってきております。一番初めに申し上げました電話機型のものはもう製造されていないというような状況になってきておりまして、実はこの平成24年度の予算の中にもボックス型のもの備品としての購入の部分と、それからペンダント型のもの、こちらのほうは毎月々の委託料とリース料が込みになるわけでございますけれども、ほんの少しの台数ではございますが、そういったものを見させていただいております。

今後は、だんだんとそのボックス型のものからペンダント型のものに変わっていくであろうし、高齢者の方の緊急のときのというと、利便性を考えればそういうふうな状況になっていくものと考えておりますので、私どももそういったほうで進めていきたいということを思っております。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

続きまして、83ページですけれども、中の段ですね、配食サービス事業委託料というのがありますね。40万ですかね。今、町内のほうでもこうした取り組みをされておる。毎週1回ですかね、昼、金曜日とお聞きしているんですけれども、今、このサービスを受けられている方から、実は今のお弁当いただいておるわけなんですけれども、高齢者向きというかそういうお弁当が出てこないときもあるということで、ほとんど食べなくて残してしまうという方もお聞きしているわけなんですけれども、こういう配食サービスをせつかくやられていて、本当に生活の支援ということで行われているのに、せつかく弁当が届いても口に合わなかったりということがあってはいけないと思うし、今後やっぱりこうした配食、弁当に対してももうちょっと高齢者向けの弁当のメニューというんですか、もう町当局はつかんでみえるのかどうかかわらないですけれども、こうしたお弁当を出していただきたいなと思うわけなんです。

そして、できればこの配達される方も地域ケアということでそういったお集まり、会議等もあると思うんですけれども、そういったところにも参加していただいて、そういった状況等も聞いていただくということも大事じゃないかなと。今後やっぱりこうした配食サービスの事業というのは今後大事になってきますので、こういったことも含めてどのように考えてみえるのかお聞きしたいなと思います

それともう一つだけちょっとお聞きしたいのは、ページ数は95ページですけれども、95ページの保育所運営費というところですが、今回南保育所が新しくオープンするわけなんですけれども、親御さんから、皆さんから、送り迎えのラッシュ時には車をとめるところ

が非常に厳しいということでお話をいただくわけなんですけれども、今後、この駐車場の件に関して改善していくという考えがあるのか、この点も含めてちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

配食サービスにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

これ蟹江町が社会福祉協議会のほうに委託をしまして、ついきのう、老人クラブの方々にご協力をいただき、例えば注文とりですとかいったようなことをやっていたいております。そして、委託をした業者のほうで調理をし、配達をしていただくというのが現状でございます。

今おっしゃいましたように味の問題につきましても、その業者のほうにはあくまでも高齢者向けの弁当ですということである指示等は社会福祉協議会のほうからもされていることとは思いますが、給食専門のそういう業者とは違うという点もございますので、そうしたところにつきましては社会福祉協議会を通じて、またどのような高齢者向けの例えばカロリーですとか味つけですとかかなっておるかというあたりは確認をずっとしていく必要があるだろうということは思っております。

それから、もう一つは、実際に利用していただいている方、それから友愛訪問等で老人クラブの方々が訪問されているところにこの配食サービスということについてどんなご希望があるかですとかといったアンケートを実は社会福祉協議会のほうがやっているということを知っているところでございます。そういったアンケートの集計結果が出ましたら、またそういったところを参考にさせていただき、社会福祉協議会のほうとよく協議させていただいて、例えば食数の問題、それから先ほどの話の味つけの問題、どういった事業者があるかといったところを全体的に含めて考えていきたいというふうに思っております。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今度の南保育所の駐車場の件でございますが、今回蟹江児童館もそちらのほうへ移りまして、当然今までは西園庭とあと少し海門公民館の前が駐車場になっておりましたが、今回周り、蟹江児童館それと南保育所の西側、道路沿いに駐車場を設けまして、なおかつ西園庭のほうも駐車場、多少、5台かそのぐらい駐車場を設けておりますので、あとは海門町内会さんのいつもの公民館の前、それと海門町内会さんのご協力を得まして、車どめが以前ありましたが、そちらのほうも撤去してもよいということをお聞きしましたので、これからは駐車場のほうは難なく、多少混雑時はありますが、以前と比べて駐車場のほうは確保できていると思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

最初のほうの配食サービスなんですけれども、これしっかり取り組んでいただきたいのと、

それとこの配食サービスのときに各地域のお年寄りのお弁当をまとめる方がある、受け付け窓口というんかね、そういう方が見えて、その方曰く、今、申請手続をするのに何枚か書かなきゃいけないということで、これもうちよつと簡素化、手続はできないかという声もお聞きしたもので、この点もどうなのかちよつとお聞きしたいなど。この点お願いいたします。

それと、今の南保育所の駐車場の件、一番ピークになるのはやっぱりお迎えだとか送っていくときだと思っすけれども、このときをどのようにするかということで、朝の特にあそこ、非常に道も狭いものですから、交通規制じゃないですけれども、この時間は車が入れないということはできないのかどうなのかということもあるわけなんですけど、これは交通のほうの関係ですであれなんですけれども、こうしたことも含めての交通規制なんかできるかどうか、ちよつとお聞きしたいなと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

配食の申し込みにつきましては、中には申込書を何枚も書いたりだとかということの不得手といいますか、高齢者の方が対象でございますので、できない方もいらっしゃるだろうと思います。そういう点につきましては、社会福祉協議会のほうとよく相談していきたいというふうに思っております。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

周りの交通規制の問題でございますが、蟹江警察署との話もあると思いますし、安心安全課のほうとも協議をしながら、いい方法を見つけていきたいなと思っております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他にございますか。

○9番 菊地 久君

9番 菊地であります。

83ページ、みどりの家の改修工事の問題でありますけれども、これについて、どういう形でみどりの家を改修をされるようになったのかなど。話を聞きますと、借地ですね、借地があつて、その借地から立ち退いてもらいたいというようなことも出ておるようでありますし、今のうわさや何かだと、ひょつとしてシルバーセンターの事務所もどこかへ移転せにゃいかんじゃないかというようなうわさまでずっと出ておりますけれども、この件に関しては、シルバー人材センターの問題についてはどういふような今変化があつて、どのような形になろうとしておるのか、その中身についてお尋ねをいたしたいわけでありまして。

それから、次に、ページ数はどこかちよつとわかりませんが、先ほど松本議員からも話がありましたように南保育所の関係であります。それに関係をいたしまして総務民生常任委員会のときにもお尋ねをいたしましたが、今、蟹中のところにあります児童館、あれを今回こちらの改修によって保育所のところを、今ある仮の、そこは向こうへ行きますと児童館がこ

ちらへ引っ越してきますよと。したがって、旧の児童館の扱い方についてどんなようなお考えがおりなのかなど。

4月1日から設置場所が変更ということで、条例で変更いたしますよね。そうすると残ったあの場所は条例から名前が消えてなくなるわけで、幽霊屋敷になるわけでありましてけれども、幽霊屋敷の扱い方ですね、どういう名称でどうやってどういう条例のもとで使用しようとするのか皆目わからない幽霊屋敷が1軒生まれるんじゃないかと私は思いますけれども、そのことについてどんな対策やらどんな考え方をお持ちなのか。

それから、あわせて、また松本議員がおっしゃったように駐車場、送り迎えの車ですね、これから大変あそこは混雑をされるであろうと。

今、あそこに設置される駐車場を今一生懸命つくっておりますけれども、要は送ってきて子供をおろしてすぐ帰る、Uターンですね、おろして帰る。例えば園舎の中、ぐっと入って行って、園舎のぐるっとコの字で道から道入って道へ出られるようなUターンのような考え方だとかやらないと大混雑になるだろうし、南側のあの道路よりも園舎よりもっと南のほうの空き地があるのかないのか、借りられるようなところあるのか。

自転車でも、あの水路の鉄板を敷いてありますけれども、水路のところへも自転車をうまくやれば並べられるようなこともできるでしょうし、あの周辺のそういうようなことって必ずこれから起きてくると思うんですね。

だから駐車場のUターンをしようと思うと、中へ入って行って、北へ行くと今工事現場になっておって、子供たちの公園になるわけですね。ああいう公園のところを、逆に私から言うにあそこUターンさせて帰るような方法だとか、児童をあそこにおろして帰るだとか、周辺を少し検討されまして、交通安全対策というのは真剣に考えておかないと、4月1日以降、開園すると同時に大変な混雑が起きるのではないかと。私も心配をしておる一人でありまして、ぜひその点について、今、すぐ答えを言えと言っても難しいと思いますので、お考えをぜひ考えておいていただきたいと、こうと思いますが、いかがなものでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

みどりの家の改修工事についてでございますが、これは、施設は昭和61年に工事がされまして、昭和62年ごろから使われておるといふふうに思っております。

20数年が経過いたしまして、例えば管理棟と申しまして事務所、会議室がある棟でございますが、ここの屋根とか外壁がかなり傷んできております。ところどころ空洞になっておったりというような部分がございますので、その部分の外壁の一部サイディングを張ったりですとか、それから塗装、屋根の塗装、そういったことを行うという工事でございます。したがって、管理棟と一部屋外トイレも含めてでございますが、そこが中心の工事、これが改修工事でございます。

それから、管理棟の南側に温室等ございました。それから、道路挟んだ西側の交差点の

南側、こちらのほうにも車庫ですとか物置ですとか駐車場になっておった。そういった土地がございましたが、ここ民間の方からお借りをしておったというところでございますが、こちらのお借りをしておったところから返してほしいという要望がございましたので、その2カ所の部分につきましては24年3月末をもってお返しするという事で移転のほうを進めておるということございまして、その移転先につきましては藤丸団地の第1藤丸の一番南側に当たります藤丸中央線というところの角になりますが、そこに浄化槽がございました。その跡地を利用するということと、それから第3藤丸のほうの、こちら面積的には少し小さくなりますが、そちらのほうと、町有地2カ所のほうにシルバー人材センターが使ってありました温室、それから物置等を移転しまして、この4月以降、そちらのほうと、それから今までやってきておりました管理棟の南側にあります温室、それから道路を挟んだ西側にあります温室、こちらのほうも含めてこの温室の事業のほうを続けていくということでございます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

新しい蟹江児童館が南保育所の前にできまして、その関係で今ある旧蟹中の横ですね、蟹江児童館移るわけなんですけど、旧蟹江児童館の取り扱いということで、今回条例改正をさせていただきますまして、まず今後の取り扱いとしては、3月から4月にかけて学童保育所が今、春休み中になります。それで4月1日から一応1週間、4月7日土曜日までは蟹江学童保育所ということで旧蟹江児童館をそのまま学童保育所として1週間利用をさせていただきます、その後、どうしても学童保育所というのは夏休みは特に人数が児童数がふえます。その状況を見ながら、旧蟹江児童館については要綱設置にはなりますが、学童保育所の設置要綱が要綱であります。そちらのほうはそのまま蟹江学童保育所は宝のほうの場所のほうにそのまま置いておきまして、夏休みふえた場合にそちらの蟹江学童保育所、名前のほうも一応分館という名前を予定はしておりますが、そちらのほう、要綱のほう、名前を変更いたしまして、学童保育所の夏休み版ということで旧蟹江児童館のほうを使っていきたいというふうに考えております。

それで、あと交通安全、南保育所の交通安全の関係になりますが、あくまでも確かに交通が迎えのピーク、朝でいきますと9時前後、夕方になりますと4時前後になろうかと思いますが、一応保育士等、南保育所の保育士等も協力を得まして、事故のないよう、あとその他の考えられるようなことは安心安全課と調整をしながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○安心安全課長 岡村智彦君

南保育所のほうの交通安全対策になりますが、あちらのほうは北側のほうから記念橋からずっとおりてくる東西の道、そちら車通るんですが、駐車場のほうの出入り、ピーク時、先ほど子育て推進課長が言ってみえたように朝9時、大体夜は4時という格好になりますが、

今、保育所だよりということでお母さま方に毎月交通安全のほうには気をつけましょうというように、そういうお便りを今まで現在出していただいておりますので、継続してまた引き続きそちらのほうのお便りのほうも出していただきたい。また、混雑の際には保育士のほうがお迎えのときとかに出向いて、そういう整理のほうも行っていただきたいという話はしております。

警察ともまたこれからも協議も入っていきたいと思いますが、多分規制に関しましては、南北の通りに関しては通常の見込みが少ないということで非常に難しいと思います。また、道路面などに啓発できるようなシールを張ったり、または看板をしたりということは町の安心安全課のほうで行いたいというようには考えております。

以上であります。

○9番 菊地 久君

今のシルバーの関係、今、口頭でぱっぱとおっしゃったけれども、そんな簡単ではないです。この予算を800万幾らかの根拠が、補助金の根拠があるわけですね。出されるに当たってね。だから、その根拠はどういうのに基づいてこれだけの金額だよという、今やっと質問に対して答えが出たんですけれども、まず、何年もたっておりますので事務所の改築だとか、それは改築ね、2つ目には地主から立ち退きをずっと言われていて立ち退きをせにやいかん。そうしたときに、立ち退いて、新たなどこかで花をつくるの、また温室をつくると。そのときの話し合いとして、これからも、例えばみどりの家というかシルバー人材センターでやる仕事として何をやっていくのがいいのか、基本的にね。本当にあの花をこれからもやっていったほうが事業的にどうなのかとか、今、本当にあちらでもこちらでもやっていると、シルバーから出る花とよその民間でいろいろやっておる花と比べて値段的に合うかどうかとか、大変な今、競争をやっておるんですよ。花を見たときに、ああ、シルバーよりこっちがいいし、こっちが安いとか、事業内容からいっても大変厳しい内容だと思うんですね。

でも、スタートが温室栽培で、花で頑張ったという歴史があるものですから、それはどこかでということで、今のお話だと返した面積に匹敵するかどうかわからんけれども今言った2カ所へ持っていきこうと。持っていくためには、工事費としては幾らぐらいかかって、補助金はそのうちの、町が全部出すのか、それとも、県の法人格取っていますので県からの補助だとか、そういうような直接シルバーへ入るわけですね。そういう補助金申請はどうなっておるんだとか、財政的な裏づけの問題ですね、事業計画の問題、これわからない、正直言って。だからひとり歩きするわけじゃありませんけれども、事務所はまずあそこに置いておくということね。事務所を壊して藤丸のほうへ行くということではないね。確認しておくけれども。

一方では、ああ、シルバーセンターの事務所が藤丸のほうへ来て建つんだよという話が今流れているものですから、事務所は今のところ、古いけれども、ちょこっと改修をして、本

体はそのままですよ。こことここは壊して、返して、それに匹敵する面積の建物はこっち持ってきますよ。その間は皆さん方働いておる人はどうされるのか知りませんが、そういう説明だとか、中身について一応出してください、一遍。シルバー人材センターのほうへ行って。補助金出しておるのに、わけもわからんうち、つかみ金みたいな金の予算の組み方をされておるわけでしょう、これはわからんぞ、これは。だから、ちゃんとこれは説明しや。ちっとも説明せんだな、あんたたちは。言われて初めてやるという、予算。予算組んだとき、きちんと何で資料やらそういうのも出さんだ。大きな事業で、これだって。

だから、特にシルバー人材センターのあり方について、例えば大勢の人が求めておるんです。シルバー人材センターへ高齢者の人たちが行きたい、大勢おるけれども、需要と供給の関係でなかなか入りたいけれども入れない。簡単な花の仕事、温室の仕事、あの人はもう何十年もおるで、なれておるで、そこへ入り込もうとするとなかなか入れんとかね、そうかといって定年というわけにはいかないもんね。そうすると1週間のうち、あんた3日だよ、あんた4日だよとローテーション組みながら、大変だと思う、事業というのはね。大変な事業やっておみえになるもので、蟹江町の高齢者対策、福祉対策という観点からいうとシルバー人材センターのあれというのは物すごく大切なところなの。大切なところなものですから、みんなしてあの事業を守ると。町も主体的に協力をし合って、みんなのものだよと。高齢者の福祉のためにも大切だよと。

事業認可や何かも取ったと思いますので、労働者派遣法に前は引っかけた、いろいろなものがあつた。受注をするにでも受注ができなかったの。ところがもうこれからは、みずから仕事もとって、受注をとって、一つの会社的な経営もできるように拡大をして、そういう資格も取っておるはずですよ、中でね。

だから、そんなことももっと強力に本体を強くして強化をして、ずっと広がっていくような、蟹江からよそへでも働き行けるぐらいな感じなんですよ。昔は一遍やったけれども、縮小されたことありますけれども、そういうふうになんか情勢が大きく変化をしておる大事なセンターなんですよ。だからそういう大事なセンターだし、蟹江のこの議会の事務局長をやっておった石原さんという人は事務局長で行ってござるし、それから藤丸団地の町内会長が今会長さんかな、というような形で、みんなお互いに知り合った人たちが頑張ってくださっておるものですから、もう少し細かに予算を組んだら、こういう予算の中身だから、特にこういうようなことでシルバー人材センターのほうから来ておりますのでご協力を願いたいというような体制というのが必要なんですよね。

やりっ放しはいかんよ、やりっ放し。金は出しっ放し、後は知らん顔じゃいかんの。お互いが協力し合って、これがお互いの協働社会なの。協働社会をきちんとするということが大事なこと。だから、そういう辺について、これもわけわからんような予算ぱっと出されて、数字だけで一言も説明も、いい加減な説明して、いかんぞ、こんなことは。

それと、さきの児童館の後の問題、今おっしゃったように児童館、条例から一遍質問をします。

条例があな場所から変わった、提案されておるから。そうすると4月の1日は1日から、場所が条例変更で行っちゃった。今残った蟹中にある施設、建物は、条例上どういう建物になっておるのかな。条例上、管理はどこがされるんですか。管理者はどうなる。そして、あそこを利用する方法として、今、夏休みの子供たちの児童館、使ったらどうかと意見で言っている。

それとあわせて、学校今まで使っておったのは、例えば水明台の町内会だとか、東水明台の町内会だとか、何かあったときにお借りしておるはず。だから、地域の近鉄線から南がないんだよね。それから駅前団地も何か公民館が、どこか使いたいとか、海門使うかわかりませんけれども、何か寄って集まって話をしようとしてもないのよ。だからああいうところを使わせてほしいなど。前も使ったとか。そういうときにはどうなのかな。

管理は民生がやりますと齋藤部長力んでござるもんで、民生がやるとああいう町内会だとか何か借りるときだと総務の関係。総務を通しちゃいかんのかとか、だからそういうのは幅広く施設管理権は民生部にあって、多くの、ただ児童館だけではなしに多く地域の人たちのそういう何かの必要なときにはどうぞお貸ししましょうだとか、そうしたときにだれがこの管理責任者になったりするのかということが出てくるわけでありましてけれども、一つその点について、ちょっと今、わかりかねるので、民生部長の説明あったけれども、総務部長の説明は、あなたえらい前に来ていただいてやったけれども、条例だとか地方自治法や憲法に非常にお詳しいものですから、だから憲法や地方自治法、条例、施設管理、規程、そういうものの観点から、あそこの建物はどういう扱いや位置や財産になるのか、一遍ついでに聞かせてください。

○議長 黒川勝好君

暫時休憩に入ります。

再開は11時からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(午前10時45分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 黒川勝好君

先ほどの菊地久君の質疑に対する答弁からお願いをいたします。

○総務部長 加藤恒弘君

では、先ほどの公の施設の関係のご答弁を差し上げたいと思います。

自治法の244条というところに公の施設とはということで列举がございます。

まず第1項においては、これは普通地方公共団体、蟹江町でございますが、我々蟹江町が住民の福祉を増進することを目的に設置する施設であるということでございます。

これを設置いたしますと、基本的に2項というのがございまして、住民がこの施設を利用することにおいて拒んではいけないという義務が発生します。反対に住民は権利を得るというものであります。また、この公の施設の利用については不当な差別をしてはいけないという、こういう内容も含んだ公の施設の設置に関するものがございます。

これを具体的に設置管理について規定しておりますのが自治法の244条の2でございます。これは簡単に言いますと公の施設の設置及び管理については、これは条例で議決を得て定めなければならないと規定しております。

ここで、先ほどのお話のございましたシルバー人材センターについてですが、この244条の2の第3項というところがございまして、ここで普通公共団体がその目的を達成するために効果的だと思われるときは、これも条例の定めるところによりまして法人にそれを委託することができる、事務の委託することができる、管理委託ができるということでございます。これはもちろん議決によって指定をさせていただいている。現状こういった形のところであります。

みどりの家は蟹江町の公の施設でございますので、私どもの財産でございます。そして、施設ということございまして、これが古くなって老朽化による破損、そして改修が必要になれば、今回900何がしというお金を計上させていただいておりますが、蟹江町が責任を持って改修し、その用途に資するべきものでございます。ですから、この工事費は補助金でも何でもございませぬ。蟹江町が施設を改修する、中学校を改修するのと全く同じようにその施設を利用に供するためにきちっと改修するための費用でございます。

シルバー人材センターについては、その中で事務は当然シルバー人材センターがやっておりますので、これが指定管理において私どもがそのみどりの家の一部を事務所として使用し、みどりの家の管理をしていただくということで出した事務所であります。そのほかの部分については、シルバー人材センターが自己の用に供するため、要するに事業のためにお借りしたり、または都合したりして行ふ財産ということになりますので、蟹江町としては、基本的なものではお金を出すというようなことはございませぬ。

それから、補助金については、これは私どものほうも関与しておりますが、これは人件費を中心に必要人件費のみを補助金として私どもは計上させていただくということになっておりますので、大変申しわけありませんが改修費と補助金は全く違うものでございますし、実際営業活動と言ったらおかしいですけれども、事業活動、シルバー人材センターの事業活動については私どもからはそういったお金が出ているということではございませぬので、まずこれをご理解いただきたいと思っております。

シルバー人材センターにつきましては、もう少し別の形で町長のほうからもお話をいただ

きたいと思いますが、あと先ほどの南保育所にできました児童館の関係で、前の児童館が、現在は蟹江児童館でございますが、こちらが旧という形の施設になってくると、利用のない施設になるというお話でございますが、今は公の施設として条例でもって児童館が設置されております。蟹江児童館という名称で実施し、そしてその児童館で子供さん方をお集まりいただき事業をして展開しておるという状況であります。これが4月1日からは、この機能を含めてすべて児童館そのものが新しい南保育所のところに行きます。これは条例により変更されるものです。残ったものは物でございます。物になりましたら財産として管理をさせていただきます。これは行政財産として管理をさせていただきます。

財産には2つございます。行政財産と普通財産がございますが、普通財産はおっしゃるように何も使わない、もしくは売ってしまう、そういったものというふうに考えていただいたらよろしいかと思います。行政財産につきましては、目的を持って、この財産をいかに使うかということになります。

ですから、今度の旧の蟹江の児童館、これはもう名称がなくなって、あその施設という形になります。これをどう利用するかについては、私どものほうとしては、先ほどございました担当課長からお話がありましたように基本的には今度は学童保育所として利用をしていくと。この学童保育所自体は条例での設置をされた公の施設ではございません。要綱により、言葉は悪いんですが、行政サービスのために要綱を立てて、そこで事業を行わせていただくというものであります。ですから、ここで管理をするのは、主体はすべて子育て推進課になります。事業に使うために自己財産をということで、町長から財産権の管理権を受託して、それで行うという内部的な手続になります

そしてもう一つ、そういった財産について、どなたかがお借りしたいというような、使いたいという申し出につきましては、これは実は自治法の中に行政財産の目的外使用というのがございます。目的外使用というのは、この子育てがやります福祉事業のほかに、簡単に言いますと町内会の方が集会に使いたいと。児童福祉目的ではございません。ただし、これを使ってもその財産に影響がない、利用することに対して支障がないという判断をした場合については、そちらにお使いをいただくことは可能であります。

現在も行政財産としての側面がございますので、現在その条例で児童館がありますが、児童館は開館のときだけがすべての内容を持った公の施設であります。開館していない夜の部分につきましては行政財産の側面で、財産管理権でもってそれを運用することが可能であります。ですから、今実際、その行政財産の目的外使用という形でお使いをいただいております。この側面は今後も変わることはないと思います。ですから、今までどおりに申請を子育て推進課のほうにさせていただきませんが、そうすれば、子育て推進課のほうでその事業の内容によってきちっと行政財産の目的外使用、それも公共的目的による使用という形を整えさせていただきます。それで利用していただくことは可能であります。

財産施設、そして公の施設と財産の形はそういう区分がされておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長 黒川勝好君

申しわけございません。前後いたしますが、伊藤俊一君より葬儀に出席をしたい旨の報告がございましたので、許可をいたしました。

○町長 横江淳一君

それでは、菊地議員の先ほどのシルバー人材センターのことにつきまして、ちょっと補足説明をさせていただきます。

今、条例等々の話につきましてはご理解をいただいたというふうに思っております。

大変申しわけなかったんですが、シルバー人材センターの移転のことにつきまして、作業所の移転のことにつきまして、菊地議員のほうに多分お耳に入ったというふうに理解しております。

事務所のほうにつきましては、蟹江町のみどりの家は財産でございますので、これを改修し、今、シルバー人材センターの方に指定管理者制度でもって使っていただいているということは認識をいただいているというふうに思っております。

それで、このシルバー人材センターとあの土地の温室のある部分、それから作業所のある部分のほとんどが民間の方との契約になっておりまして、町が中に入っていることはございません。ただし、全く知らないということではなくて、当然その当時、今契約をされた方はお互いにもうお亡くなりになっておみえになりまして、それぞれ書類だけが残っております。この契約を解除するには、ちょっとすみません、条例ちょっと今記憶がありませんが、条例の解除に当たっては、その条項もあります。継続については自動継続になっているのか、解約のときにつきましては数カ月前からそれを言うというようなことが条項の中に入っているふうにたしか見ておりますが、そんな状況の中で、二、三年前でありましたけれども、関係者の身内の方から、そろそろ土地の返却をしていただきたいというような話が実は私のほうにございました。一部議員さんにもあったように聞いておりますけれども、直接お話を聞かせていただきましたので、それが昨年度でございます。

我々といたしましては、すぐにシルバーさんにお話しをし、移転場所はあるのかということとでいろいろな話をさせていただいた中で、いや、すぐに今それでは困るということで、1年間かけてしっかりと考えさせていただきたいという旨のご返事をいただきました。

そんなときに、今説明がありました藤丸団地の一般浄化槽を下水道に切りかえる際に、かつて内田橋住宅から寄附採納を受けておりました浄化槽の跡地、これが蟹江町のものでありますので、それを藤丸の皆様方に蟹江町としてどんな使い勝手がいいんでしょうということをかねてからお願いをしておりました。例えば資源ごみの回収拠点を置いたらどうだとか、

それから粗大ごみの置き場にしたらどうだとか、藤丸団地の方々に使っていただくべく町内会長さん並びに役員の方とお話しをした結果、シルバーさんの作業所ではどうだろうという話がございました。

そこで、23年度にしっかり話をさせていただいた結果、23年度中に何とか今ある契約の中できちっと更地にお返しをし、地権者の方にお返しをするというような返事がシルバー人材センターの事務のほうからございましたので、我々としては、じゃそのようにさせていただきたいということで、取り壊し費用についてはすべてシルバー人材センターがおやりになられ、なおかつ地権者の方とも、どのような状況で返したらいいのかという話し合いまでしておるということを確認をさせていただいております。

ですから、シルバーさんとしては、町としては再雇用する、雇用拡大のためのシルバー人材センターでございますし、我々が有益である法人だと認めさせていただきましたので、今現在あります藤丸団地のその用地を無償でお貸しをするという、そういう話をさせていただいたというのが今現在でありまして、今回の菊地議員のご質問の改築工事とは全く事を異にするということをご理解をいただきたい。

ただ、冒頭言われましたようにひょっとしたらみどりの家もなくなってしまうんじゃないかという疑念につきましては、そういうふうでございますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○9番 菊地 久君

まず、シルバーセンターの関係ですが、予算の組み方ね、予算、この内訳が800万の予算を負担金ですか、これね。工事費だった。工事請負費だね。工事請負費ということですので、これは町が町の財産を町がやりましょうということでしょうけれども、その中身をまず第一、全体的に金の流れ等じゃなくて、シルバー人材センターの経営もすべて、経営は委託しておりますので経営でいいですよ、でも今回、本体の事務所について、こういうふうで直すから工事がこの金額ですよと、こういうことだね。一つはね。

あとは、お借りをしておるものについては相手にお返しをしましょうと、これ運営管理をされているほうが勝手勝手におやりになると思いますけれども、そのときに発生してくるのは、場所は蟹江の町有地でしょ。町有地でやろうということでしょ。だから、返還をする、すると町有地へ来る。町有地で温室だとか今あるような壊してやるものですから、それは土地は町の土地をお貸しする、しかしそこにやる温室の建物やそのものについては、今のお話からいうと、この請け負いの予算とは別個ですよ。相手が委託をされておる人たちがどこから財政捻出するかわかりませんよ。幾らかかるかわかりません。そうすると、それについてはシルバー人材センターのここに書いてある補助金、この補助金の中に含まれておるのか、含まれずに、向こうにある財産で、財産であくまでもやりませと。すると金が結構要るわ

けでしょう。そういうお金についてでもやっていけるんですよということになるわけ。

前は、温室のときもこの問題が出たんですよ。前につくるときもね。そのときに、向こうが勝手勝手に全部金じゃないんです。補助金でどうなのと。あそこは何回もあるわけ。1カ所で終わっていません。休憩室やっておる、あの北側の小屋ね、あそこ休憩室やっておるときだとか、ということで、独自の事業であっても、町から切り離して勝手に運営管理をしたりということはないの。あくまでも町の施設管理や町であって、運営は委託ですわ。委託をされておるから、それだったら補助金を出しておる根拠、どういうつもりでそれ出しておるのと。中身は今回どうなのと。

一遍補助金のだね、さっき、もう一遍申し上げますが、資料として、まずみどりの家の本体の改修工事の図面見せてくださいよ、どんなやつやるか。それから、向こうのシルバーセンターの温室を取り壊して向こう行かにかいかん。土地は町の藤丸団地のどことどこと図面かいてあるはずだ。かいてある、そこに持っていく移転、壊し費用。それから、移転して向こうにやる費用、工事の日時、どういうふうになるんですかということ、これは全く別団体ないの、あなたが今おっしゃったとおりですよ。別団体じゃないということ、さっきみじくも言ったでしょう。町が最初つくって、土地もそうですし、施設もつくったの、町の中で。それで委託管理は職員でやっておると人件費も食うし大変だから、そういう社団法人のシルバーセンターという協会でもやっておる、これ県からも補助出るようになっておるんですよ。

だから、その辺をはっきりしておくものですから、どうせ補助金団体、例えば補助金団体であってもそういう事業や変更するときにはこちらのほうから求めることはいっぱいできる、どういう工事でどうだと。補助対象だったらどうだこうだ。それと同じ。そういう資料というか説明というのが全く欠けておるんじゃないですかと。欠けておるでしょう。それとも議会なんかほうっておけばいいの。黙っておればいいの。大事なことなんだよ、これは。だから言うの。一番悪いのは民生部長が一番悪いな、これは本当に。

それから、今の児童館の公的な公の施設、そうすると公の施設のこれからは子育て支援、言っておったね、その人がここの空き家を、公の空き家を、施設管理者は町長だけれども、運営だとかかぎを閉めたりあけたり、電気をつけたり返したりする管理責任者は、施設の、町長は公の、現実に仕事をやる課は子育て支援課かな。そこが4月末、今も継続だろうが、やると。窓口はここでございます。それでその施設のお使いになりたい方については、どなたがどう来ようとも、そこへ受付行けば書類を出すと、使用料の。

何で手を振っておるか、違うなら後で報告してもらわにかいかん。

使える、使いたい、児童館の分館にするかどうかわからん。それ以外にも生きとるもので、例えば町内会でといったときに、町長に直接持っていくわけない。最終的な規約や規定見れば全部そうよ、最後、ここに書いていない事項についてはあとは町長によってと書いてある。

何でも書いてある。全部最後、町長、町長と書いてうまくやって、ちっとも最後やらせんようにやってござるけれども、そういう規程や規則なんていっぱいあるがな。

だから、万が一のときは、4月1日から条例のない幽霊屋敷については幽霊の番人というか、その幽霊屋敷の番人は、今、子育て支援課が責任を持ってやられるんですねと。だから、それは建物がせっかく生きていますので、大いに公の施設として皆さんが使えるような方法を考えておりますと、そういうことだね。

あなた、首振っついてはいかん、向こうは町長と首振ってござるがええの。

まあ、いいわ、きょうはこの辺にしておきますので、ぜひとも、もう少しわかりやすく整理をして、一遍いずれかの時点でわかりやすくやってください。レベルが違うもんね。おたくはレベル高いで、言えばわかると思ったらそうはいかんの。私のレベルに合わせて物を言ってもらわんと合っつかせんでね。ひとつその辺も整理をして、わかりやすく一遍、さっきのシルバーの事業の問題と今後のその児童館の後の館のどういように利用してどうさせてもらいたいと整理して、もう一度どこかの時点で教えてください。

○町長 横江淳一君

すみません。シルバーのことにつきましてのその下にあります補助金につきましては、中身はしっかりと内容を書いて資料としてお示しさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 黒川勝好君

他にございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですから、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、102ページから119ページまでの質疑を受けます。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

105ページのワクチンの関係についてお伺いをしたいと思います。

町長の施政方針の中にもありますように、このワクチンの接種ということで拡大をしたいということがございました。そこで、この子宮頸がんとかヒブとか小児肺炎球菌とか、従来、数年助成をしているわけですね、子供を対象にしたのはやっております。そこで受けた接種率ですよ。接種率というのは実際どうなんだろうかというのがわかりませんので、まず過去の女性の子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌、この辺のところについて、自己負担もあることでありますので、どれぐらいの接種率かなというところをまずお伺いしたいということです。

それから、今回高齢者の肺炎球菌ワクチンということの助成を開始するということで予算が480万円組まれているわけですが、素人なのでわからないんですけども、この肺炎球菌

ワクチンというのはどういう肺炎に効くという言い方はおかしいんですけども、これは肺炎球菌というこの菌にのみ効くものなのか。肺炎というのは何についても起こりますよね、例えばマイコプラズマだとか、それからこの間も残念ながら猪俣さんも肺炎ということであったんですけども、この肺炎の効果の範囲というのは、わからない部分もあると思うんですけども、どういうことに効くのかちょっとわからないものですから、その効果について、効果の範囲についてお伺いをしたいということだと思います。

それから、107ページの真ん中辺にあります委託料ですが、各種検診を、これも毎年行っております健康検診ですけども、毎年行っておりますが、この検診の委託料の予算というのがかなり減額になっておりますので、その減額理由は何なのかということをお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

まず、子宮頸がんワクチン等の3ワクチンについての接種率についてお答えをしたいと思います。

まだ途中ですので接種率自体はちょっと出しておりませんが、実際に接種をした人の数については、子宮頸がんについては3回しますので、トータルの数では1月末現在で500人弱の数となります。ですから、単純に3で割ると150人から160人ぐらいということになってくるかと思えます。

それから、ヒブについては全部で4回、年齢によって違うんですけども、一番若い小さなお子さんですと4回接種をしますけれども、トータルで450人ほど、それから子供の肺炎球菌ワクチンについても460人ぐらいということになっております。ですので、全体的には接種率としていくと20%ぐらいになってくるかと思えます。

平成23年度につきましては、子宮頸がんワクチンについては大変ワクチンが最初足りないという時期がありましたのでかなり大幅な減というふうになっておりますし、それからヒブ、肺炎については、死亡者が最初出たということもありますので、計画のした時点とはかなり接種率は悪いというふうに感じております。

それから、肺炎球菌ワクチンの効果というか種類についてお答えをしたいと思います。今までやっておりました肺炎球菌ワクチンは子供に対してのワクチンでして、いろんな肺炎になるにはばい菌の種類がたくさんあるんですけども、子供に特に多いという肺炎球菌ワクチンはその中の7価と……、今ははっきり言えないんですけども、2つのものに対して効くワクチン、それは子供に対して大変病気が多く発生するというので、小児に対して行っているワクチンです。

それから、改めて今回平成24年度から行おうとしている肺炎球菌ワクチンは高齢者に対するワクチンで、よく効くであろうという内容でして、専門的には23価ワクチンというふうに言うんですけども、これもその23価に対するばい菌に対して効くというふうに言われてい

るワクチンですので、肺炎全体に効くものではありません。高齢者に特にかかりやすいということで高齢者専用開発されたワクチンですので、実際には子供さんとか成人の方に接種をできるワクチンではありません。

それから、検診に対する費用、予算の減額がかなりあるのではないかというお答えなんですけれども、平成23年度もかなり予算の減額をしております、実際には受診者数の減少もあります、あと集団ですと費用が大変安くできたというところもありますので、一応減額となっております。

以上です。

○7番 中村英子君

じゃ、従来の、昨年度までやっていたその子供向けのワクチン接種に関しましては、子宮頸がんに関しては一時足りなかったということで、昨年そういうこともありましたし、また、子供のことにつきましては本当に死亡とかがあったりして、全員が好んでやるという状況ではなかったと思うんですけれども、いずれにしても子供さんのワクチン関係は実際に接種している人は今の数字でいくと20とか30とか、3分の1ぐらいの程度の人が接種しているという状況なのかなと思いますけれども、これも比較的数少ないんですが、個人負担もありますのでこういう状況かもしれないけれども、受ける受けないはやっぱり個人の意思によりますのであれですが、ちょっと少ないのではないかなという印象がありますので、積極的に、せっかく制度がありますので、漏れないように、受けたくない人に受けるということではないので、漏れないようにやっていただければいいんじゃないかなと思います、今回のその高齢者の肺炎球菌なんです、今も言いましたように全部の肺炎に効くとは思っておりませんので、この中の一部の肺炎に効くということだと思うんですが、これは大体見込みとして、ではどれぐらいの数の人が、自己負担はこれはあるんでしょうかね。全額町が負担するものなのか、自己負担があるのか、1回で済むものなのか、2回で済むものなのか、別にその体の状況に関係なくやれるのか、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

それから、その個別の委託料ですけれども、非常に集団のほうがふえていて、個別にやる検診が減っているというんですけれども、全体的に検診を受ける方というのは減少しているというふうに見ているんですけれども、これだけ検診の必要性というものが叫ばれているんですが、実態は減少しておるといふふうに思っているんですが、その辺について再度実態についてお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種、回数のお話ししたいと思います。

一応先日の代表質問でもあったかと思うんですけれども、自己負担は各医療機関によって決められた金額が違うのでわからないんですけれども、助成としては3,000円を予定しております。

それから、年齢が70歳以上で、接種の回数は基本的には5年間は1回打ったらやれませんが、5年に1回やれるというふうに昨年から変わったんですけれども、とりあえず助成としては一生に1回ということで、1回補助をしたらあとは終わりということに今はしています。それから、その後5年たってから受けたいわという方に対してはご自分で受けていただくということになるかと思えます。

過去に、既に自己負担で、100%自己負担で打っていらっしゃる方もあるかと思いますが、その方に関しましては助成をしていない限りは1回は助成をする、70歳以上であれば助成はするということです。

それから、接種率の予定なんですけれども、一応予算計上としては30%程度を見込んで計上をしてあります。

インフルエンザの接種率が自己負担1,000円で、ことしの接種率が54.5%でしたので、自己負担が大体3,000円から5,000円ぐらいかかるのかなというふうに考えておりますので、接種率がもう少し下がるということで一応30%を見込みました。

肺炎球菌については以上です。

それから、検診の受診率が下がっているのではないかというところなんですけれども、接種率自体は実際はそんなに下がっていないというか、よくもないんですけれども、15%前後、それぞれ検診の中身によって違うんですけれども10から20くらいあるのかなというふうに思いますが、クーポン検診として子宮がんと乳がんと大腸がんが今年度から始まっているんですけれども、全部に対して個別通知をして、自己負担をゼロにしてという形での国の事業で、ここ数年、子宮がん、乳がんは既に3年、それから大腸ことしからということで行っているんですけれども、そういったものに関しましては受診率につきましては大体、検診によって違いますが20%から30%ということで、やっぱり自己負担がなかったり、それから個人通知としてやると受診率としてはふえるかなというふうに感じております。

以上です。

○7番 中村英子君

今もちょっと答弁していただいたように、町長のほうにお伺いするんですけれども、自己負担があるなしということがこの接種率や検診率、がんなんかもそうなんですけれども、ちょっと影響している傾向にあるのかなと。ただなら行くわという人も、これも余りこの精神がいいかどうかちょっとわかりませんが、町の財政も厳しいということなものですから、やみくもにみんなただにしろというようなことも言えないわけですが、この接種率と自己負担の関係というものを今も答弁されたことだと思うんですね。

ですから、できればこのワクチンとかそういうものに関しては、検診のがんとかということについて全部無料にしろということまで言えないかもわかりませんが、予防接種に関してはできれば基本無料というような形が理想的ではないかなというふうに思いますので、

できればそういうことも考慮しながらやっていただきたいというふうに思いますけれども、この部分を拡大しようという気持ちは余りないのでしょうか。

これは町長だと思しますので、お伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

代表質問の折にもお答えをさせていただきましたが、特に少子化対策、それから高齢者対策に2つに分けて考えるべきではないのかなというふうに思います。

先般お話しをしました子宮頸がんワクチンにつきましても、専門家の先生方に聞きますと今あるワクチンが一部若干問題があるということもありましたし、外国から入ってくるものもあるということもあって、我々専門知識を持ち合わせておりませんので、大変恐縮でございますけれども、しっかりとやっぱりワクチンの製造技術が安定した状況の中で、なおかつそれがある程度の8割から9割ごと、ほぼ効くんだというような高い確率をまず国のほうで、厚生労働省のほうでしっかりとまずやっていただきたい。その上で、国と県と地方自治体ははっきりとこれは住み分けをして補助率を分けるべきだというふうに私自身は考えております。

金額の高い低いにつきましても、4市2町1村の中では若干の温度差があるということは中村議員もご承知おきいただいているということだと思います。今回、高齢者の肺炎球菌ワクチンのことにつきましても、補助率はいみじくも3,000円ということで、自己負担につきましては若干医療機関によって金額が違うところもございますが、3,000円の補助ということは大体横並びになったと思いますが、今後、今ご指摘いただいているように子供さんのヒブだとか、小児肺炎球菌だとか、それからノロウイルスも含めてでありますけれども、いろんなウイルス対策につきましても、国・県と医療機関としっかり地方自治体が話をして、負担については話し合っていくべきではないのかな、こんなことを思っていますし、我々もまた、町村で、海部郡の町村会の中でこの負担についてはしっかりと話し合っていきたいなというふうに思っております。

できれば負担をできるだけ少なくして、接種率が、インフルエンザでも今、担当から話がありました、55%からなかなかいかないんですね。ですから、それを考えますと、特定健診の受診率も上がらない、がん検診の率も上がらない、このことについても含めて啓発啓蒙もやっていきたいというふうに思っておりますので、また格段のご協力を賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○12番 奥田信宏君

私も新しいあれですのでちょっと1つだけお聞きをしていきたいと思いますが、肺炎球菌ワクチンのその他予算で愛知県の後期高齢者医療制度特別対策補助金からの収入が90万ということでスタートになっていると思うんですが、これが3カ年計画でも今年度しか90万のつ

ていないんですが、後期高齢者制度からの補助金というのは今年度だけ、単年度のものなのか。まずこれは多分70歳以上になると3,000円自己負担ができながらも、多分来年も再来年とずっと継続で、町は書いてあるんですが、まずどうなっているのか、それをお聞きをしたいのがまず一つ。

○議長 黒川勝好君

これ何ページに載っておりましたか、今の質問は。

○12番 奥田信宏君

105ページですが、90万の後期高齢者からというのは、これどこで聞こうかと思ったんですが、ここで聞いておったんですが、31ページの歳入のほうで愛知県後期高齢者医療制度特別対策補助金というのが入っています。それが3カ年の中で、3カ年の事業一覧の中では90万というのがその他ということで収入が入っています。それを3カ年の25年度、26年度が後期高齢対策事業費が入っていないので、今年度だけ単年度で入るのかどうかというのをまず1点お聞きをしたい。

ひょっとしたら3カ年の中で、もう1カ所、先ほど出ていました子宮頸がんワクチンのこれが3カ年の中とちょっと数字が違っていたんですが、多分この予算書のほうが正しいのかなと思っているんですが、子宮頸がんワクチンの県費ですが、331万4,000円というのは予算書には載っているんですが、3カ年のほうでは324万8,000円というふうにしかなかったもので、その差額を1点、多分こちらのほうが正しいのかなと思いつついて、ちょっと数字だけのことですが、一遍お聞かせをいただきたいと思います。

○議長 黒川勝好君

暫時休憩入れます。

(午前11時40分)

○議長 黒川勝好君

暫時休憩を解きます。

(午前11時43分)

○議長 黒川勝好君

答弁、能島健康推進課長よりお願いいたします。

○健康推進課長 能島頼子君

31ページの愛知県後期高齢者医療制度特別対策補助金というものがあるんですけども、その中で高齢者の肺炎球菌ワクチンについての補助をするという項目がありましたので、こちらのほうで3分の1の補助をいただくという形で計上させていただいております。これにつきましては平成24年度というふうになっておりますので、とりあえず平成24年度に上げさせていただきました。

それから、事業につきましては平成24年度から開始でありますので、事業につきましては

継続してやっていくということで考えております。

以上です。

(「2つ目、数字の違いは」の声あり)

3カ年とのですか。

○議長 黒川勝好君

奥田議員、もう一度、申しわけございません。ページ数ときちっと言ってお願いいたします。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田です。

これ、数字上どうなのかなと思ってお聞きをしたんですが、ページ数が子宮頸がん等接種緊急促進事業委託料ということで、これ105ページですが、ただ、収入のほうを見て、これ県費が入っているの、県費のほうを見てみたら、これは県費のほうは収入のほうで331万4,000円になっているのが、実施計画一覧表で320万8,000円だから、これどちらが正しいのかなということの質問で、数字の質問だけです。それで予算書が正しいのだろうと思ったんですが、一応お聞きだけしておこうと思ったんですが。

わからなければ後で聞きます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

3カ年実施計画については政策推進課がこれまとめておりますので、今、ご指摘がありました、確かに予算書的には331万4,000円という、そういう数字になっておりますので、それが実施計画では324万8,000円ですので、基本的にはこれは予算書が正しい数字です。この集計したときに若干、最終のチェックが漏れていたという、そういうことで理解してください。お願いします。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

105ページの先ほどの高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種委託料の件でちょっとお聞きしたいんですけども、今回代表質問でもさせていただいたわけなんですけれども、この高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種に関して、インフルエンザと併用してやると効果が大きいということをお聞きしているんですけども、こうした我が本町でも、今先ほど55.5%ですか、インフルエンザの接種率が、併用して同じときにやれるという、そういう考えはどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それと117ページですけども、ごみの処理管理費なんですけれども、最近特に町内の方からも言われるんですけども、ごみの集積場に段ボールや缶、ペットボトルなど資源ごみが出されるわけなんですけれども、何か朝早く収集前に軽トラックで来て持っていかれるということをよくお聞きするんですけども、これは町当局も把握されているのかどうか

ということ、ちょっとお聞きしたいんですけども、この点もあわせてちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○健康推進課長 能島頼子君

肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンを一緒にできないかというご質問ですが、インフルエンザにつきましても季節性のものが大変大きいですので、24年度も10月から冬にかけてを予定をします。それで肺炎球菌ワクチンにつきましても、一緒にやるといいんじゃないかということにつきましては、もちろん一緒にやっていただくのもいいかと思うんですけども、一応予定としましては、今の計画では5月から開始をしたいと思っておりますので、早目に受けられる方は早目に受けられるでしょうし、同時に接種される方はされるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○環境課長 村上勝芳君

町内にあります資源ごみ置き場での回収業者が回って資源になるものを持っていくということがあるかということですが、そういう業者は事実回収している業者あります。私ども見るたび、通報あるたびにチラシが入ったものの業者のところには通報して違法性はあるよというようなニュアンスのものを注意はしております。

これまでも新町だとか藤丸だとかというところで指導したことはありますが、まだ実態としてはそれ以上の処分というか、それはいたしたことはございませんが、指導したことはございます。

以上です。

○1番 松本正美君

高齢者の肺炎球菌ワクチン、今回助成3,000円ということでもありますので、これもずっと継続していくと効果も出てくるかと、このように思うわけなんですけれども、初めてのことなものでどういう結果が出てくるかわからないわけなんですけれども、やっぱり全国の医師会のほうの関係でお話をお聞きすると、やっぱり今回のこの予防接種の関係では高齢者のこのワクチンというのは非常に効果があるということもお聞きしているし、それと費用対効果もあるということをお聞きしていますので、何とか多くの方に受けていただいて、本町の高齢者の方が肺炎で亡くなるということがないように取り組んでいただきたいなと、このように思います。

それとごみの持ち去りの件であります。これもまだ町としては明確になっていないところ、まだあるということで、今後、この資源ごみの持ち去りの防止対策など何か考えてみえることがあるんですかね。よろしく申し上げます。

○環境課長 村上勝芳君

町として、町内会のほうへは持ち去り禁止のチラシをつくってございますので、町内のほ

うが整理された後、ブルーシートで資源回収までの時間、ブルーシートをかぶせておりますが、それに持ち去り禁止のステッカーというか大きな持ち去り禁止のマークをつけて啓発はしております。町内会の所有物だよということをPRしておりますが、それ以外に、頻繁にあるところについては警察のほうへのパトロールもお願いしてございますが、あと特別な手段として、今のところそのようなところでの現状でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

こうしたことで蟹江町だけでなくして全国的にもこういったことが起きているということで、ごみの資源ごみの持ち去りの条例をつくるどころも出てきているということをお聞きしているんですけども、蟹江町はそこまでいかないかどうかわからないですけども、こんなことも今後考えていかなきゃいけないんでないかなと思います。この点に対してはどうでしょうか。

○環境課長 村上勝芳君

名古屋市だとか一宮、この近くでは弥富市だとかが条例を制定のようなことを考えておりますが、罰則のこともあって、愛西市だとかあま市だとかというのは、今、私ども一緒になって検討しているんですが、罰則の関係もあって非常に難しい、制度をつくってもその効果が示せないというようなところもありまして、今、検討中でございます。

○9番 菊地 久君

9番 菊地です。

119ページ、ちょっと話が前出しましたが、ここにごみ収集の拠点地図電子化委託料で580万組んであるわけですし、このお金は補助金で全部緊急雇用対策事業という形で出してきたお金をこういうのに使われるんですが、これはどういう形で580万という金を予算組んで、業者にぼんと580万を渡して終わりというやり方の中身なんですか。

○環境課長 村上勝芳君

この事業につきましては、今、私ども町内に一般ごみ、そして資源ごみ置き場、そしてペットボトルの集積所だとかと各所に設けておりますが、それにご協力いただいているのが嘱託員、環境美化指導員がおります。その集積については、パッカー車の収集コースなどを定めて収集に努めていますが、その収集コース、そして集積場所を記している地図を持っていますが、その地図については環境課と業者しか持っておりませんので、管理指導していただける町内会だとか環境美化指導員にもその地図を持っていただいて、町内の一般のごみ置き場についても守備範囲の中で監視指導がしていただけるように、また、美化指導員さんには1年ごとに交代をしていきますので、なかなか自分の守備範囲にその集積所がどこにあるのか、どんな状況にあるのかというのはその地図が基本でありますので、地図を基本にしたものをお渡ししていくというのがやはり一番指導してもらいやすいということで、電子化

地図でその一般ごみ置き場、そして資源の置き場、ペットボトルの置き場などをそこに地図に付して、それを囑託員、環境美化指導員に渡していこうということです。

中身的には、物件費として緊急雇用でございますので100%補助でございますが、事業費的には地図ソフトとして人件費のほうがほとんどでございます。人件費のほうがほとんど使っていていきまして、あと物件費のほうでは22%のほうでソフトの分の費用代ということで、あと77%は人件費ということで使用していきたいということです。

○9番 菊地 久君

580万のお金の使い方、今言ったのはソフトのほうで幾ら、残り人件費と、その人件費というのはどこを指して人件費言っておるの。人件費って、それはこのものをつくるに当たってはどこかの業者にそのままぼんと委託をしてできてくるよと、こういう中身なの。町がやる、町の人間を使うだとか、例えばシルバーの人間を使って調査をやって、みんなして集まってものを書いたりつくったりとか、下準備でみんな歩いてきた人件費を払ってあげるだとか、そういう金の使い道ではなくて、業者委託にドボンと、580万ドボンとあげる中身ですねということ。

○環境課長 村上勝芳君

580万の内訳として、先ほど言いました人件費の部分、77%ですが、その分で、緊急雇用ですので雇用を促進するための人件費としての分、そして従来からの職員も含めて人件費として6名ですね、委託をしていくということの事業の内容でございます。

○9番 菊地 久君

国だとか県からそういう予算を緊急雇用対策でぼんと事業で使えやということで今言った、それ金が出ると当然人間が動く。それ人間が動いてくれると仕事がふえると。仕事がふえるから全体的にはそれもそうだよと、こういうようなことで全部終わっちゃうとるわけ。町の予算の出し方見ておるとね。緊急雇用対策という形で出てくるけれども、蟹江町においた金が蟹江の中で、そういう働く人が仕事がないけれどもこういうものによって少しでもお金が入るだとかいうようなことやっておりやせんから私は言うんです。名目はええの。名目はこういう形で国は勝手にそういう事業やってくれば、パイが大きくなれば当然働く人が出ていろいろよくなる。県も同じことやっておるものですから、町はそれ流れてきたものをどこかの業者へぼんと委託すれば、それで済んじゃう。

だから真剣に町における緊急雇用対策の事業としての受けとめ方が、これは違うでしょ、衛生でしょ。総務は総務で前にやってござったわ。土木も多分入っておると思うんだけど、国や県から出たそういう名目の金をじゃどうしようという予算の使い方というのを、真剣にこの中で雇用対策いうには何かないのかというような町全体での議論はなくて、各課、各課で、ああ金 came ちゃった、これどうしような、何使うかな、そうか、それじゃどっかのこれ業者やとくかという。それでぼんと丸投げやっておるだけ。だから、丸投げやってお

るだけだから、本当に今の切実な町民の生活や願いにこたえてこの事業をやっておるという感覚が生まれてこないですわ。おたくだけじゃないよ、総務でも一緒だったわ。どっかの地図をぽんと丸投げだわ。もらった事業は、もらった業者は確かに金が入ってくるで、仕事がふえるで、そこで働いておる人のためにはあるよと、それ言えばつじつま合っちゃうの。つじつま合うの。でも、町としてどうなのかな。

例えばこれ、独自にそれじゃ、県や国から来る補助金だけじゃなくて、町独自に、じゃ緊急雇用対策としての予算を組んで、その事業で、例えばシルバーでこういうような事業をやってくれたとか、ここのところでどうだとか、公園管理なら公園管理を整備をする、そのためにどうだという基本的な大きな事業としてのとらえ方が物すごく希薄過ぎやしないか。これ3年も4年も前から緊急雇用についてはみんなが言っておるけれども、どうもこの辺は、町長ちょっとこういう面は弱いなと私は思う。私は会社へ勤めているいろんな労働運動やっておったもので、こういう面になるとちょっとうるさいの。ほかの面になると町長に負けるけれどもね。だから、こういう面がどうかなというような思いがするものですから。

まあいいですよ、町長、何か基本的な方針や考え方があるなら言っていたいただければありがたい。

○町長 横江淳一君

そのことについてはそのとおりでありまして、本当に菊地議員がおっしゃってみえる3年、4年ぐらい前からこの緊急雇用につきましてはもっと頭を使えという具申はいただいております。

実際、この緊急雇用が国・県からとんとおりてきます。さて何やろうか。従来蟹江町のやっている施策の中でそれにお金を充てさせていただけるということでしたら、その場所でもって新規雇用をしてやるということが出来ますが、そういうお金では実は、若干、ひもつきとは言いませんが、ある程度制約を受けております。

今回、例えば被災に関する新たな事業については当然優先的に緊急雇用をやってもらっても結構ですよということだとか、それから、今回のGISの問題、これもちょっと、大変私も施政方針のときに皆様にご説明差し上げたんですが、その丸投げでやって、じゃそのままでヨイショというわけじゃなくて、本当にそれだけの人件費を新たに外注に、外部委託かアウトソーシングしてできたデータ、ソフト・ハードも含めて、それをしっかりとこれから今後の蟹江町の施策に使うような、そんな蟹江町独自のソフトを持っておけということは指示をさせていただいております。

今後、先ほど来、中村議員からも質問いただきました協働まちづくり支援事業というの、新たにモデル事業のかわりに2年間やっておりませんでした。現実に蟹江町の施策として定着したものが2つ、3つございます。今回、遅いと言われればそうかもわかりませんが、新たに蟹江町として、地域の方がこんなことやったらどうなんだろうというようなことを本当

にいただければ、そういう方を採択させていただき、この支援事業、微々たるお金であります、補助をさせていただくという施策も今回お示しをしております。

ですから、そういうことで、今後菊地議員言われるように本当にまさにこの地域の活性化をするために直接カンフル剤として効くような仕事をしっかり考えてやれということがございますので、本当に叱咤激励として受けとめさせていただきますので、このことについては、またいろんなご意見いただければありがたいと思いますし、早急にこれは対策をしなければいけない、こんなことを思っております。大変申しわけなく思いますが、またいろいろご意見いただければと思います。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、安心安全課長、政策推進課長、子育て推進課長、環境課長、健康推進課長の退席と、まちづくり推進課長、生涯学習課長、給食センター所長、下水道課長、水道課長、消防署長、消防本部総務課長の入場を許可をいたします。

なお、まことに勝手ではございますが、体調が私すぐれませんので、副議長と交代をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

再開は1時からということでお願いをいたします。

(午後 0時05分)

○副議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○副議長 吉田正昭君

議長が早退しましたので、地方自治法第106条第1項の規定により議長にかわって職務を行いますので、よろしく願いいたします。

続いて、5款農林水産費、120ページから125ページまでの質疑を受けます。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、5款農林水産費を終わります。

続いて、6款商工費、126ページから131ページまでの質疑を受けます。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

129ページのまちなか交流センターの管理費というところをちょっとお伺いしたいと思います。

昨年もことしもホームページをリニューアルするみたいな感じで予算もとられて、ホームページの中身が変わりましたね、大分。すごく明るくよくなって、かなりホームページってよくなったなという思いで見えておりましたら、ここのまちなか交流センターの中の人を、賃金のところですけども、募集をしていましたね、インターネットで見ましたら、まちなか交流センターに人の募集ということで若干名というふうに出ておりました。

この予算書にも賃金という形で出ておりますので、このまちなか交流センターの管理に関して人を雇うんだなということがわかったんですけども、この人はどういうこと、どういうやり方で何人ぐらいで、お一人どれぐらい支払う予定かわかりませんが、どういう形で雇っているのか。ここ専属になるという形になるのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

中村議員のご質問にご回答させていただきます。

まちなか交流センターにつきましては、22年5月にオープンいたしまして今年度で2年目になるわけです。昨年まで観光費のほうで、今年度まで観光管理費のほうで予算を組んでおりました。昨年の9月の決算のときにも菊地議員のほうから一部ご指摘がありまして、まちなか交流センターの賃金についてどこで組んでいるんだという、そういうご質問もありました。

そういうこともありまして、やっぱりまちなか交流センターのところで賃金をまず組んで、その中でまちなか交流センターが実際これだけの運営費が必要だというふうに理解したものですから、まずは賃金につきましてはまちなか交流センターのほうで24年度から新たに賃金を組ませていただきました。そのかわり観光管理費のほうでは賃金は上がっておりませんので、その辺ご理解ください。

それで、まずは23年度につきましては、職員、うちのふるさと振興課の職員を土曜日と日曜日に勤務をさせておりました。それが23年度はやったわけですが、1年見ておりました、これを民営化を、当初の設置するときには民営化にしていくというこれうたい文句もあるわけです。そこで、まずは職員をふるさと振興課のほうへ全員戻しまして、あそこをまず臨時職員で運営していこうと、そこから始まるのではないかなと2年見ておりました私思ったものですから、計上させていただきました。

金額につきましては、1人820円、1時間820円でございます。これは現在町の規則によって820円ということで計上させておりますので、その分が若干ふえております。

もう一つは、前回は170万円ぐらいでございましたか、今回は200万の経費を組んでおります。約28万1,000円ぐらいの増額になっておりますが、この点が職員をこちらへ戻して臨時職員でという形の増額分でございます。

それから、臨時職員につきましては、今回募集しておりますのは水曜日と日曜日の約6時間半ぐらいを予定しております。1人という形で、現在まちなか交流センターのほうは2人

と町の職員という形でございますので、3人で24年度から臨時職員で回そうと、まずそこから始まっていくのが、いって、民営化とかいろんな団体にあそこを運営していくという形を考慮しておりますので、そのように計上させていただきました。

以上でございます。

○7番 中村英子君

民営化していこうという方向ということの話は話なんですけれども、現時点でどういう運営、どういう管理かということなんです、臨時職員3人で今度やってもらうと。しかし、この方々も土日はどういうふうに入るのかわかりませんが、職員はそういうふうに関係してくるのか。全く、土日、じゃ今まで職員入れていたけれども、入れていかないのか、こっちの3人のほうでほとんど賄えるようなやり方になるのかどうかなんですけれども、質問したいことは、この管理費というものをどういうふうに見るのかということなんです、先日も新聞にはこの管理費について、人件費は全く入らない形での100何万という感じで管理運営費が発生しているというような書き方でありましたが、管理運営費とって全体をとらえたときには、例えば職員がそこに土日に行くとか、またほかの日に行くだとか、そういうこともあるんですけれども、実際に、じゃ管理運営費と言った場合にはそのようなものは入っていないですよ、職員がどれだけ入っているかとか。

それから、月2回ぐらい町の広報とか回覧板で、まちなか交流センターはこういうことをやっていますというようなチラシとか文書が少なくとも月2回ぐらいは配布されたり回覧されているような感じになっているんですけれども、こういうような費用もここに入って管理費という形でやられているのかな、どうなのかということ、ちょっとこの数字からはわかりませんので、そういった費用もどう考えているのか。

そして、全体という管理費の中には、職員がそこに行くだとか、町が賄った費用というのはどういうふうに見ているのかということをお伺いしたいと思います。もしかしら、それは観光費とか観光の中でやっているのかもしれませんが、その辺のところはどういう費用の体系になっているのかお伺いしたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

昨年、中日新聞のほうに掲載されました管理費というのは中村議員が言うように150万か60万ぐらいというふうなたしか掲載されたと思います。それは23年度につきましては総事業費が予算としては184万4,000円でございますので、全部合わせた経費でございます。運営経費でございます。

今回につきましては、臨時の賃金をこちらのほうへ持ってきましたので324万4,000円を計上させていただいております。

だから、新聞に計上されたのは全体のそのときのまちなか交流センターの管理費の数字を新聞のほうに知らせたという形になっております。

それから、毎月、現在町の広報のほうに交流センターのいろんなイベントの報告とかそういうものを掲載させていただいております。それから、議員が言うように毎月、今までは、昨年までは第1と15日に、第1のほうは全戸配布という形でいろんな事業をPRしてきました。それから、15日の町の発送のときには回覧という形で事業を発送しておりましたが、浸透等もしてきましたものですから、15日のほうの回覧については現在はやめております。1日発行のほうだけ募集をかけておりますので、よろしくお願いいたします。

その印刷経費につきましてはここの中には入っておりませんが、それも町の総務課のほうがあてがってみえます紙代についてはそちらのほうで印刷をかけておりますので、この管理費の中にはその印刷代は入っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○7番 中村英子君

だから、じゃこのまちなか交流センターに幾らのお金がかかっていると言われたときに、水道やら何やら100何万かかっているんだよという回答の仕方、言い方というのは誤解を招くんじゃないの。実態とは違うんじゃないですか、それは。

私が言いたいことは、まちなか交流センターには、それはまた人件費、臨時の人の人件費もかかるし、それから職員が行っていれば職員だって土日に行っていて、ただで行っているんですか、ボランティアで。ボランティアで行っているの、土日に。ボランティアで土日に行っているのかどうか知りませんが、職員も参加してそこへ行っていると。

イチジク売っておるときに私も行きましたけれども、イチジク売っておるとき、朝、職員さん、あなたも出ておったっけ、忘れちゃったけれども、朝イチジク買いに行ったときも職員さん見えてましたよね。

だから、ここにかかわっている人とここにかかわっている費用を全体として幾らと聞かれたときに、水道やら何やら、電気代やら、そういう光熱費的なもので100何十万だというその、ずれているんじゃないの、それはやり方が。やっぱりそこにかかっているんだったら、そこにかかっているものは、例えば印刷やそういう宣伝でも、それは総務課がやっているから、総務のほうで印刷してもらっているから入る必要がないというような言い方ですけれども、だけれども、その費用だって全部それが毎月毎月全世帯にやっているんだよ。全世帯に広報と一緒に。だから、そのお金だって別にばかになるお金じゃないじゃないですか。そこに臨時と職員と光熱費と、それからそういう宣伝、本当に宣伝がきいてきたわね。宣伝も非常にお金かけてやっているから、宣伝もきいてきて、みんな町民の人たちも、何で中村さん、このまちなか交流センター、交流センターといって来るのと聞かれた。来るって、町長一生懸命宣伝しているんじゃないのと私言っておるんですけれども、だから、実際のところまちなか交流センターといたら、もう少し全体にかかっている費用をこれだけかかっていますならかかっていますという認識を持ってもらわないと、その認識に対して、じゃ、入ってくるのは36万円ぐらい、予算今回36万円ですので、予算的には36万入っているというふうに正

しい比較をしていただかないと、いかにも100万円ぐらいの経費だから36万円入っているというようなもののちょっとすりかわったような数字の見方してもらおうと、それはよくないんじゃないのかなということを私言いたいですよ。どう思います。実際にかかっているお金は出てきていないじゃないですか、そこでは。

だから、それは実際に本当にかかっている、別に何十何円まで言ってもらおうという気持ちはないですけれども、だけれどもやっぱりそういうふうにかかっているお金は全体でそれでこれだけかかっていますと、だからもう500万も600万円も事実かかっていると思うんですよ、私としてみれば。その紙とか印刷とか全部含めてですよ、職員も臨時に土日行ってですよ。ただで行っているの、ボランティアで。だから、全部そのことは、職員の行くところはみんな相手はただだという考え方もかもしれないけれども、この運営に関しては職員だってそうやって土日も出ているわけだから、全体でそういうものを見て、ここには幾ら幾ら、もちろん土地は蟹江町のものだったのかもしれないので土地代は要らないけれども、そういうふうに経費というものをとらえてもらわないと、物すごくギャップが出ちゃうんじゃないですか、ちょっと数字的理解に対して。

ちゃんとその辺のところはやってもらいたいですけれども、それについてどうでしょうか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

昨年もしか中村議員のほうからPRの関係についてはご指摘がございました。先ほど言いましたが、徐々にやっぱりこれは、まだできて2年目でございまして、今度3年目に入ってくるわけですが、議員が言うように徐々にPRというのを毎月毎月印刷をかけて全戸配布していくというのを改めていくことは認識しております。ただ、全部なくするということは、これは難しいことかもわかりませんが、徐々に回覧にしていったり、あとは町の観光協会のほうとか町のホームページですね、新たにできましたので、そちらのほうでPRしていくという形に切りかえていきたいと考えております。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

まちなか交流センターの管理費については、議員言われるそういうこともよくわかります。今まで、実は人件費的な話で、臨時についても、これは課長説明しましたように、以前は観光費のほうから充当しているという、そういうところもあったんですが、実際にはやはりそのまちなか交流センターに勤務するということであれば、そちらのほうから当然やらなくちゃならんということで、今回その賃金というのをそのまちなか交流センターの管理費という格好に入れさせていただきました。

それは、こういうふうのがいいだろうということで当然やらさせていただいたということもありますし、もう一つ、例えば職員の人件費、職員の人件費については、この商工関係でまちなか交流センターもそうですし、観光の関係もあります。労務の関係もありますし、消

費者行政の関係もありますので、そのトータルというか、商工振興人件費、その中で一本化で要は職員の給料とかそういうやつが入り込んでおりますので、それを実際にはどのぐらいいまちなかのほうにそれが仕事の分担で行っているかということになると、それはそれで比率でもってはいじっていくということも必要かもしれませんが、実際のその予算的な、数字的な割合からすると、直接その管理費の中に職員の人件費が入ってくるということになると、そういうのは数字には入ってきません。

もう一つ、先ほど言われた印刷費の関係ですけれども、確かに例えば委託でどこかの印刷屋になんかをやろうとした場合はそうやって予算的に計上していくという、そういうことは考えたとは思いますが、役所の中の印刷でもって現実やっておりますので、そういうことは特に予算化しなくても進めていくという、そういう……

(「予算化じゃない、全体に、だからそれも含めるとここにかかるでしょうということ
を言いたい」の声あり)

確かにそのとおりですので、そういうことはわかっています。ただ、予算としての数字として上がってくるのはもうこういう感じかなと、そういうふうに思っています。

○副議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですから、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、132ページから147ページまでの質疑を受けます。

○9番 菊地 久君

9番 菊地です。

133ページ、ここで負担金、補助及び交付金、負担金、ここに書いてあります放置自転車駐輪場対策事業1,000万書いてあるわけでございます。それから、委託料、自転車駐輪場整理業務委託料、放置自転車処分委託料、こういうふうに書いてある、支出が書いてあるわけです。収入の部で、これ予算関係資料の12ページでありますけれども、12ページの中に県支出金で市町村振興事業費（自転車駐輪場整備業務シルバー等委託事業）で50万の向こうから補助が来ておって、それから一方では、その下には緊急雇用創出事業基金事業費補助金、道路附属何やらでデータ作成事業と書いて692万9,000円ですね。いろいろ計して742万9,000円来ておまして、地方債として放置自転車保管手数料で補助、道路証明手数料と、こんなふうに書いてある。一般財源で5,200万というように、このところ、土木管理費が書いてあるわけですが、そのうちの特に申し上げたいことは、この県から来ております緊急雇用創出事業基金の関係と、ここに書いてあります放置自転車駐輪場対策事業とか、これは関連をしいったときに、県から来ておる問題と、地方債と関係させていったときに、まずここに出されております放置自転車の対策事業、これは一体何をどのようにしようとしておるのか。それから、委託料ですね、643万9,000円の委託料というのはどういう形で、どこにどう委託しようとしているか、この内訳についてちょっと説明をお願いをしたいと思います。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

自転車駐輪場の整備業務委託料については、月曜日から日曜日まで、7カ所の場所がありまして、そこでシルバーにお願いして、例えば近鉄蟹江駅の今度整備しようとしているところは3人、朝の7時から9時までという感じで7カ所をやっています。そのお金が681万4,000円でございます。

それで、歳入の緊急雇用の関係については、それとは全然別で町単独の予算で計上しているのが現状でございます。

○9番 菊地 久君

そうすると県から来ておりますこの金、これはどういう事業に、どこにここは、入ってきた金ですが、支出の事業だとか何かはどこに出ているということなの。

○産業建設部長 水野久夫君

議員のお尋ねは、市町村振興事業費で計上されている、県のほうから負担金としていただいておりますのことでよろしいですね。

これは土木のほうといたしましては、振興事業費としていただいている中の50万を自転車駐車場の今の言いましたシルバー人材センターで雇っておりますので、その手だてとして充てております。ただ、町全体でこの振興事業費としていただいているのはまだほかにもございますので、そこの中の一部、50万円については土木課の自転車駐輪場のほうにあてがわさせていただきますということでございます。

(「その全体は、この金はどこへ行っておるの」の声あり)

50万円がですか。

(「違う、50万は50万で別に出てきておる。50万は50万で事業として補助金で出ておるよ。その下に692万9,000円、742万9,000円と数字が出ておるでしょう、そういう金はどこへ充てておるのというの。目的、向こうから来たお金がどういう事業のところに使われておるの」の声あり)

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

緊急雇用のほうで、135ページのほうで一番下の道路付属物調査及びデータ作成業務委託料で692万9,000円を計上してあります。

以上です。

(「だから、それはどんな事業なの」の声あり)

これは緊急雇用で、道路台帳の中にカーブミラーとかいろんな附帯設備が今現在台帳で整備していますが、そのカーブミラーが現在どこに全部あるということを道路台帳に新規にその部分も附帯設備も入れて、緊急雇用のお金を使って整備していきたいと考えています。その金を上げさせてもらいました。

○9番 菊地 久君

衛生費のときも緊急雇用の対策事業の創出事業で来て、それはごみの配置をずっとした地図や何かで委託してやるよという業者丸投げね、これも。これもそういうのを実態を道路のカーブミラーとか信号があってこれがある、こういうやつを全体的にどっかの事業者が調べて一つのデータをつくり上げると、それをこれはこちらが考えたんじゃないで、県のほうのひもつき財産でこういうことに使っちゃよということだ。県が来て、その金をトンネル事業じゃないけれども業者にぽんと委託をして物ができると、できた物は町も使えますし、県にも上がって全体像ができると、こういうシステムのものなんですね。

だから、蟹江町のあの人を使ってだとか、どこどこを使ってだとかいうことではない。ここで働くのは駐輪場の整備委託、それは出ておるお金はありますけれども、県からは50万と書いてあるね、50万ね。そのほかは一般財源からシルバーに委託という形で出しておるといふことですね。すると、シルバーでは、シルバーの事業の事業費の補助金は町から行っておるわけ。それ以外にこういう仕事として委託をして、シルバーさんに駐輪場の蟹江の近鉄の駅前だとか富吉だとかそういうところで出て、7時から9時までかな、何かローテーションでやってみえますが、そういうことについてお金は一般財源からシルバーに委託をしてやっておると。そういうことだね。

だから、私はさっきも言いましたように、何かないのということ。蟹江町独自の一般財源を使ってでも、雇用創出だとか緊急雇用ではないが仕事を何かしてもらおうように使ったらどうですかということをごへ詰めていくと、いや、そうじゃないよと。例えばシルバーさんにはごみの選定やってもらっておる、そういうことも一般財源使っちゃって。それから、これもそうなの。だから、そういうことを、あなたに責めてもいかんけれども、網羅をして、実際はこういう事業、事業を起こしながら、蟹江町はこういうことをやっておるといふことを青写真的に皆さんにわかるように出していないと、県から来た補助金はそのままトンネルでどこかの業者、トンネルでつくらせているだけじゃん。県からひもつき財産、ひもつきなんだ、これ全部ね。県から名前だけは立派な緊急雇用対策事業なんというけれども、一銭もその中から自由に、それじゃ蟹江町が考えて一般財源でずっと来て、振り分けてやるようなことじゃなくて、もう全部向こうが考えて主導権握っちゃって、ただトンネルをやっておるだけの緊急雇用対策事業だよと。だから、あなたを責めてもいけませんよ。そういうのが行政の実態なんだと、行政の。そういうことを私は言いたいです。わかりましたか。それならそういうことで結構でございます。

○副議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですから、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、148ページから155ページまでの質疑を受けます。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

155ページですね、ここに当たるかどうかというんですけれども、消火栓の設置及び修理事業等の繰出金というところのこの設備のほうの件でちょっとお話ししたいんですが、管理のほうで。

今、各町内でもホースの格納庫が設置されておるわけなんですけれども、消防の防災訓練のときにですね、地域の、そのときに住民の皆様からこの格納庫のホースの中にマニュアルを設置していただけたらどうかというお話があったんですが、なぜかという、年に1回訓練があるわけなんですけれども、非常に昼中は女性の方が結構家に見えるということで、この格納庫の中にマニュアルがあると非常にいざというときに思い出すんじゃないかと。だから、今のそうしたマニュアルなんか入っていないものですから、ぜひつけていただいて参考にしていきたいという声をお聞きするんですけれども、この件についてちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○消防長 鈴木卓夫君

ただいまの松本議員のご質問にお答えします。

格納庫内にマニュアルにつきましては、基本的には3名1組でこの消火栓の取り扱いというのを行います。それで、マニュアルにつきましては、格納庫の裏に張ってあるはずでございます。それを見ていただいて、初めての方でも取扱いはやっていただけるはずなんですけれども。

以上でございます。

○1番 松本正美君

まだきちと確認できていない部分もあるかもわからないですけれども、ないところもあるのかもわからないですけれども、そういうのがきちと消防署のほうでも掌握できているのかどうかわからないですけれども、見た感じ、ないところもあるみたいですので、一回、またその件もよろしく願いいたします。

○消防長 鈴木卓夫君

ただいまの件でございますけれども、年に1回、消防職員のほうで調査をしております。その1年の間にはがれたという可能性もございますので、そういった意味で、ないというかはがれておる場所もあろうかと存じますので、また再度調査をいたします。

以上でございます。

○副議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですから、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、156ページから197ページまでの質疑を受けます。

○6番 伊藤俊一君

185ページ、文化財保護等の事業費の補助事業でございますが、いろいろと須成祭につきましては町長初め関係各位の皆さんには大変お世話になりまして、おかげさまで国の重要無

形民俗文化財ということに指定をされることになりました。そして、それにつきまして、町長が河村市長にお会いになって、いろいろとPRをしていただきました。ありがとうございました。

それにつきまして、PRをしていただくのは本当にありがたいわけではありますが、受け皿が、どんなような思いをなさって河村市長にPRをなされたのか、その点をちょっとお聞きがしたいなと思うわけであります。

それと、垂れ幕の件につきましては、本当に大変ご理解いただいて、そのような手配をしていただいているようではありますが、その後の件につきましてはどの程度の形でされるようになったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいな、そんなことでございます。

2点よろしくをお願いします。

1点目は町長にしてもらわないといかん。

○副議長 吉田正昭君

先に垂れ幕から。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

伊藤議員のご質問にご回答させていただきます。

垂れ幕につきましては、町の観光協会のほうで現在、まず一つは役場の庁舎の前のところに6メートルと90センチの垂れ幕を業者のほうへ現在発注しております、「国重要指定文化財決定」ということで「須成祭 蟹江町観光協会」というふうで現在業者をお願いしております。大体10日間ぐらいででき上がるということでございますので、でき次第、すぐに庁舎のほうの玄関のほうへ垂れ幕として掲げたいと思っております。

それから、もう一つは、これも須成の敬神会長さんと須成の区長さんのところへ私が出向きまして、富吉建速神社のところに垂れ幕とそれから案内板を設置するというので、これも一つの観光という形で観光協会のほうで作成するという形で現在進んでおります。

ただ、敬神会長さんと町内会長さんのほうからこういうものでつくってくれというのがまだこちらのほうへ参ってきておりませんので、会長であります町長と検討させていただいて、至急つくるようにさせていただきます。

それから、もう一つは、近鉄の蟹江駅のところに駅長のところへ私が行ってきまして、駅長ともお話しをしてきました。そのときには、垂れ幕というのがなかなか駅のところは電車の往来とそれから改札口のところに両方の防犯灯が設置をされたということで、その邪魔にならないところがいいということで、改札口の右の上のところに場所を設けていただきましたので、そこに垂れ幕というか、それによく似たものをそこにぺっと張るような形で、「須成祭 国重要無形文化財」という形のPRのものを、案内看板といいますか、そういうものを設置するように進めております。

あとのところにつきましては、垂れ幕ではないんですが、今後、きのうも近鉄さんとちょ

っと会うことができましたものですから、できたらというお願いで、須成祭の次の日の朝祭のときに何とかハイキングを、近鉄のハイキングができないかということで話はきのうちちょっと会うときがありましたので、そういう話をしてきました。観光としまして、観光協会としまして全面的にバックアップさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

伊藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

先般3月9日であります、河村名古屋市長にお会いをする機会がございましたのは報告のとおりであります。その内容の一番初めが、名古屋のすぐ隣に蟹江町があり、蟹江町には須成祭という有名なお祭りがあると、これが重要無形民俗文化財に指定をされましたということで、3月8日付で官報にも載りましたということをお話しをさせていただきました。

私といたしましては、まず、そういうお祭りがあるということをしっかりと名古屋市民の方にも周知していただくべく、名古屋市博物館にもそういう例えば資料があればお持ちいたしますし、観光協会の会長としてお邪魔をさせていただいたわけでありますので、パンフレットとかパネルをお持ちをいたしまして、これはどこかのところに掲揚していただくことになっておりますが、まだどこへ掲揚したということについては、すみません、詳細は聞いておりませんが、そのつもりで持っていました。

それで、受け入れの点については、これは区長さん、それから敬神会の皆さんともちょっと後でお話しをしたんですが、伊藤議員も代表質問のときに具体的ないろんな施策をおっしゃいましたが、これはやっぱり地域の皆様方、特に須成区の皆さん方としっかり詰めていただくのがまず一番、当然議員さんも中に入ってですけれども、しっかり詰めていただくのが一番いいのかなと。

観光協会として何ができるかということを考えたときに、まずは須成祭が蟹江町にあるということと、蟹江町に来ていただきたい、それと非常に静かな祭りなので、どちらかという川を上ってくる間、お祭りというとか派手にドンドン、笛太鼓鳴らすというイメージなんです、静か動かと言われますと静のお祭りですので、それをどういう形で見せるかということについては非常に工夫が要るんじゃないかな、こんなことは河村さんともお話しをしました。

できれば、温泉がありますので、先ほど菊地議員からもご指摘をいただきました、入湯税が下がってきておることも含めて、これも観光協会として宿泊施設、それから旅行者にお願いをして、最終的には観光協会としてアピールをさせていただきたいということを思っています、まだまだ、余り性急に事を進めますと、先ほど来、危惧してみえた地域の方の受け入れ体制がまだはつきり整っていないということもあるので、ゆっくりそこは行きたいなと思っています。ですから、担当が申し上げましたとおり、まずは蟹江町の役場で掲揚し、

鉄道業者ともお話しをして、できる限り最大限アピールをさせていただくと。そして、今後名古屋市の皆さんも来ていただくべく公共交通機関の乗り入れも含めてお話しをさせていただいたのも事実でありますので、具体的にどうだということはまだこれから詰めさせていただくようになっております。

地元の議員さん方々に、それから地元の関係者の方をお願いをしたいのは、その受け入れとして、昔は須成、蟹江川の右岸堤、左岸堤も含めて、私も子供のころ、よく栈敷で見させていただきましたが、本当に身動きがとれないくらいたくさんの方がお見えになったという記憶がありますが、今は若干ちょっと寂しい状況にあります。それを何とか、どこまで回復していただけるかわかりませんが、ハード面も含めて、できるだけのことをまず皆さんでやっていただくと、それに対して蟹江町ができることに関してフォローアップさせていただくと。今現在そういう状況を考えておりますので、できるところから順番にというのが基本的な考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

町長に音頭をある程度とっていただいて、名古屋まで出向いていただいたということは非常にありがたいわけでありまして、それは須成の区民も当然であります、区長や敬神会長が心配しておりますのは、先ほど町長言われたように受け入れ体制をいかにするか。もう大変なことになるので、余りいろいろと事を進めてほしくないと言わんばかりの思ひもあるようではありますが、せつかくの機会ですので、敬神会長にしても区長にしても大船に乗って祭りが遂行できるような体制づくりは我々議員としても必要で、協力するのは当たり前のことです。町としてもぜひ町長のその音頭の仕方、これは本当にすばらしいと思ひますので、ぜひご協力をいただきたいな。

やっぱりびびっちゃっているわけですよ。言い方おかしいけれども。どうなってしまうんだろうと。今の祭りを継承しているだけで精いっぱいだと。そこにもってきていろいろとあれこれと言われてしまうと大変だ。やっぱり人力も必要でありますし、お金も必要だというようなこともございますので、ぜひその点ご理解いただいて、ご協力のほどお願ひしたいと思ひるわけです。

そして、今、寺西君のほうの答弁で漏れておったのはJRのことです。JRの駅北側にロータリーがありますね。あそこにできたら何かいい工夫ができんもんだらうか。あそこに一つ工夫していただいて、垂れ幕なり看板なりを上げていただけるといいかな、そんなことを思っておりますが、いかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

伊藤議員のご質問にお答えします。

JRのまず北側のところ、私答弁忘れておりました申しわけございません。

J Rのまず北側のところに街路灯がありますが、そこに須成祭のパネルが1枚あります。それは、前は西側の見にくい——見にくい言い方は失礼ですが——でしたので、東側のほうに位置を変えまして、今まで県と書いてありましたところを国のというふうにすぐ変えさせていただきまして、住民によく見えるほうの位置に、より見えるほうの位置に変更させていただきました。

それから、議員の言ってみえます北側の区画整理の中のロータリーのところでございますが、私もあそこ、1人でロータリーのところ見に行きました。まちづくりの課長と一度検討させていただきまして、会長であります町長にも検討させていただきまして、前向きに設置するように考えますので、その辺でご了解を願いたいと思います。

○6番 伊藤俊一君

この今のJ Rのロータリーのところですけども、ぜひ町長さん、ご検討いただいて、もうJ Rの北、須成祭の一番の本場の地域でありますので、ぜひご検討いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

191ページの学校給食のことについてですが、福島県の福島原発のことで大変食の安全ということが今あちらのほうで、東北のほうで言われているんですけども、食品というものがもうすごく流通がさまざま複雑でありますので、その流通過程というのは私には理解ができないわけなんですけれども、その食の安全という意味で学校給食に何らかの影響というのが、例えばどこかで何かを検査したとかそういうような実態はないのかあるのかということをもまず一つお伺ひしたいし、それから、親御さんのほうからそういったことの問い合わせ等、何かあるのかないのかもちょっとわかりませんが、私のほうは聞いていないのでわからないんですけども、全国的に心配が広がってしまっておりますのでその辺についてお伺ひをしたいと思いますけれども。

○給食センター所長 長尾彰夫君

よろしくお願ひいたします。

今、給食センターの食材の関係でございますけれども、私もやはり東北地方の原発の問題で、いろんな食材がそちらのほうから今までは入ってきた経緯があります。当然工場とかそういうのは今、稼働していない状況ですので、そういう食材は全く入らない状況になっておるんですけども、ただ、あと野菜の関係とか、あとお肉の関係、そういうのにつきまして、やはり非常に心配な部分がありますので、従来から私ども特に野菜につきましては基本的には、本来は蟹江町でとれたものをすぐ提供できればよろしいんですけども、なかなか量が固まらないということで、現在は過去からは海部地区、この海部郡地方を最優先で納品して

いただいております。あと、海部郡地内でとれないものは愛知県内、それでも手配ができない場合はこの東海3県、あと長野とかそういうところをお願いしておるんですけども、あとどうしてもこの近隣でとれない場合があります。

関東のほうからもありましたので、実は愛知県の学校給食会、そちらのほうに野菜類につきましては持ち込めば検査をしていただきましたので、一時茨城県産のホウレンソウが入ったことがあります。やはり非常に心配でしたので、すぐ学校給食会のほうに依頼しまして検査を行いました。特にその検査の結果、問題ないという正式な証明書をいただきましたので、そういうものを使うようにしておりますけれども、それ以外につきましてはできるだけこの近隣でとれるものと。東北地方に近いものが入った場合はできるだけ検査をお願いして使用するように心がけております。

あと肉の関係につきましては、今はもうほとんど九州産とかそういう方面から購入するようにしております。

それから、最近特に新聞紙上で最近3月13日ですか、あま市のほうで干しシイタケからセシウムが検出されたということで、私どもあまの給食センターのほうからそういう情報を入手しまして、早速私どもも納入業者のほうに確認させていただきました。やはり私どものセンターのほうも干しシイタケにつきましてはあまの給食センターに納入された業者と全く同じ業者でございました。ただ、あま市の給食センターは九州産の干しシイタケに一部岩手県産のものが含まれていたということで検出された経緯があります。私どもはその後すぐ納品業者のほうに問い合わせしまして、各生産者のほうにも確認していただきまして、すべてが九州産で今までは納品されておりました。ただ、同じ業者で納品されておりますので、セシウムとかそういう関係は検出されないという検査結果はいただいておりますけれども、やはり保護者の方にすれば子供さんたちが食べているものにひょっとしたらいう心配がございますので、私どももあま市とかあと一宮市と同じようにしばらく流通の確認、安全が確認できるまでの間、使用を中止していると、そんな状況でございます。

できるだけ納品に当たりましてはそういうのも注意して、業者のほうにも当然そういう申し入れをお願いさせていただいて納品していただいておりますので、よろしく願いいたします。

あと親御さんからの問い合わせですけども、今のところ小学校、中学生の保護者の方は直接はありませんけれども、実は保育の幼児の関係、3歳以上の方ですけども、やはりあま市の干しシイタケの関係で、ちょうどママネットというところの所属してみえるお母さんからなんですけれども、やはり干しシイタケ大丈夫ですかという問い合わせを新聞に載る少し前に私ども電話でいただいております。

それからあと、かなり地震が起きてしばらくたった後に、やはり蟹江町のそういう食材の納品については大丈夫ですかというご質問をいただきましたので、問い合わせ等があれば、

私どもが使用している食材の購入とかそういうのは問い合わせただけで、どこどこからこれは購入したものですとかそういうのは答えさせていただきますということで現在終わっております。それ以後は特に私ども直接お電話はいただいておりません。

以上でございます。

○7番 中村英子君

まあ安心だとは思いますが、今も答弁ありましたように本当に流通というものが複雑になってよくわからない部分、皆さんわかっているかもしれないんですけども、本当にわからないことが多くて、給食に使われる食材というのは量が半端じゃないですから、物すごい量が要るわけですので、それで今もお話しあったようにその一部のところに、九州産なら九州産だとお願いしたら、その九州産の人たちがちょっと足りないのといって、どこからからか、東北のほうからも入れたものを一緒に九州産だと言って納入するとか、そういうようなケースも今言われたようになきにしてもあらずなものですから、本当にこれは慎重な対応が必要じゃないかと思うんですね。後から、実はこうだったということはもう絶対にあってはなりませんので、それで、限りなくグレーに近いとか、やっぱり不安なものは使わないようにとか、その流通過程がきちんとはっきりしないものは使わなくても済むように、別にそれを食べなくてもどうこうではありませんので、できるだけ不安が広がらないような、結果として実は頼んだ部分のところと違う部分が入っていて、そこからセシウムが何とかこうとかというような状況にならないように、まず皆さん、細心の注意を払いながらやっていただきたいなというふうに思いますので、引き続き注意をお願いし、安全な給食を提供してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですから、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、196ページから199ページの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で、議案第18号「平成24年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第3 議案第19号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは211ページから241ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第19号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第4 議案第20号「平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは243ページから253ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第20号「平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第5 議案第21号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは255ページから275ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第21号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第6 議案第22号「平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは277ページから287ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第22号「平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第7 議案第23号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは289ページから316ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○9番 菊地 久君

この事業が投資をして進んでいっておりますけれども、加入者ですね、使用料、下水使用料でございますけれども、今回使用料が昨年度に比べて大幅に上がってきていると思うんですけれども、この297ページに下水道使用料というのが出ております。9,700万出ておるわけですが、昨年度は3,100万でしたね。このように大きく使用料が入ってくるという予算でございますけれども、そこで問題でございますが、お尋ねしたいと思いますが、各家庭、本町の地域の方々が下水道に流せるための家庭内工事ですね、工事というのを進めていかなければならないわけでありましてけれども、これから事業区域内での1軒1軒が取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、現時点で区域内で何軒ぐらいの方が、今、何遍でも聞きますが、対象になってお見えなんでしょうか。

その対象の中で合併浄化槽の方、ただの浄化槽の方、くみ取りの方、お見えになると思うわけでございますけれども、その人たちの例えば説明会だとかお願いなどに行くわけでございますけれども、それぞれの家庭の事情があって、早く3年以内やったほうが安くこうなるとおっしゃいながらも、つくる側、やる側がいろんな悩み事が多いと思うんですよ。

1つは、頼む業者ですね。業者選択について非常に悩んでおみえになる。優秀な方は見積もりをとって自分で判断ができるんですね。大体3社ぐらい見積もると。見積もりとりますと3社ともどえらい違うんですね。同じような工事内容でやっても、一方は15万で、一方じゃ30何ぼ、倍ぐらい違う。何でなの。それは判断がなかなかしづらい。だから、そういう点について相談をしたり、どっちだといったときに、なかなか我々議員の立場だとかこの業者がいいと言いつらいですね。業者とつるんではせんかと言われちゃうと困ると思いますし、また、逆に町の職員のほうも言いつらいと思うんですね。そういう点について何か手本になるか、見本になるか、選択のできそうなそんなものは何かないのかなと。

加藤課長が本町の駅前に住んでみえたので、あの辺は人脈を持っているとやる間はいいですが、限界があるわけね。だから、例えばその地域の町内会だとか町内会の役員さんだとか、そういう方々が相談相手になってくれるのかどうなのか、体制はどうなのか。何かよりどころがないと非常に私は今、難しいような雰囲気があるかなというように思えてなりません。その点について、現状、予算は組んだけれども、今回はことしはこういうように何軒は入って工事やってもらって、そして手数料として、下水道手数料として入ってくるよと。

事業でございますよね、やりっ放しだったら、やりっ放しで下水流しっ放しですが、流しっ放しでも県じゃ負担金とっていくということで、町でもやった以上はそれだけのお金が入

ってこないと事業成り立っていかんわけですよ。そういうような意味で、どんなような状況なのか、ちょっと長くなりましたけれども、その状況についてお尋ねをしておきたいと思います。

○下水道課長 加藤和己君

菊地議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに今現在、藤丸団地から大体近鉄、蟹江小学校までが区域になっております。先回も、先週も説明会させていただいて、実は今週も土日あります。その中で今現状でございますが、所有者の方2,490軒あります。そのうち1,274の方がやっけていただいております。ですから、51%の方が現在やっけていただいております。

私も作戦としては、たしか説明会行ったらもう大概1回につき2回はやりますので、おおむね七、八十回説明会させていただいております。いろんな方がお見えになりまして、お答えしますが、なかなか、今、私の方法では、まずは1軒1軒当然、知り合いから、本当に先ほどの議員の言うとおりですね、前おったところから攻めながら、また同級生、知り合いを攻めながら接続のほうをお願いしているところでございます。

また、分譲マンション、当然あります。この敷地の中、実は11軒の建物があります。マンションがあります。分譲。ここは当然管理組合とまず折衝します。そうしまして、管理組合の次はその中のマンションの役員さんに当たります。そして、次に総会等に参加させていただいて、総会で再度お願いして同意いただきながらやっけておるところでございます。

おかげさまで、11軒中、今のところ4軒は完了しまして、1軒は申請いただきました。あと、ライオンズマンションの関係のマンションのほうも、ニューシティが前回終わりましたので、引き続きやるようにということで交渉させていただいております。そういうことで、分譲のマンションのほうは交渉しておるところでございます。

先ほどの費用の問題でございます。なかなか私どもが金額を言うというのはなかなかしづらいところでございまして、役場の説明会ではお答えしておりません。状況の中で、私どもは補助金払っていますので、その関係で、確かに単独浄化槽、また合併浄化槽、くみ取りでは単価が違いますので、その辺をお話ししながら、こう違うというような話しさせていただいてご理解いただいているところでございます。

以上でございますが、ご理解のほうよろしくお願ひします。

○9番 菊地 久君

それぞれ担当者が1軒1軒個別でお願いをしたりするのは至難なことだと思いますが、今回も予算これだけ、一応上がるようになっておるものですから、めどは立っておるんですねとまず聞きたいわけね。まずはいいでしょうねと。

それから、今、内訳の資料は前にももらいましたが、忘れたで言うわけですが、合併浄化槽のところは、もうやっけてまだ期間が短いだとかいうようなことでお金をこれだけ使っ

ったのに、それをまた壊すのか、残すのか、いろいろ、下水つながにゃいかんものですから、幾らかかっちゃうと、それならそのままでうちの水は悪くないものね、だったらええじゃないかと、そういう思いがあるわけ。でも、そこを何とかどこにゃならんし、浄化槽はそろそろという、長いものですから話はしやすいと思いますが、一番大変なのは、私は何遍でも協議会でも申し上げましたが、くみ取りというのがあるんですよ、まだね。くみ取りのところは小さなバキュームカーでまだ多分入って何軒かとおみえになると思いますけれども、大体古い家で、昔から借家さんもあるわけ。そうするとやってといたら、お年寄り、大家さんに言うと、大家さんはまあええで、適当におめえさん好きにしやというようなことで金を出しづらい状況ですね、生活実態や何かからするとね。そういう方々にどう説得をして協力をしていただけるのかということは、これから大変至難なわざだと思いますね。

そこで、担当の課長としては、事業をやった以上はそこに枝葉をみんなが100%というのは無理かもしれませんが、目標最低でも70%ぐらいの人が入ってもらわんと事業としては大変な赤字で、成り立っていかんと思いますので、次の事業に移れんと思うんですね。

どうやったら皆さんが理解をして、この工事をやってくくださるのかな。そのことについて、例えば、私は勝手なこと言っていますが、うちの地域で、大体本町の地域で勝手なこと言いますが、地域の方々が本当に理解を、この下水道事業に対して本当に理解をしておるのかどうか。要らんことやってござると思われておると、絶対前進まんわね。これはなるほど、いいよと思って、だからどうしたらいいんだという、その人が気持ち整理ができないと、多いところでくみ取りだったら何十万とかかっちゃう、金額高いんですよ、便器をかえたりやってやるとね。30万だとか40万だ言われちゃうと、年金で細々暮らして、老後はどうなるかわからんで、くみ取りでこのまま死んでもいいわと思うのか、本当の話ね。そういう思いもあるものですから、何とかその辺について町内会初め地域の人たちのご理解いただく。

業者の人も、例えばこの業者だとこんな方法がいいよと、1軒だけだったら高いけれども、この区域5軒ぐらいがうまく話をしてく下さるとここまでいくよだとか、そんなような話も徐々に出てくると思いますし、藤丸団地や何か本当に業者が大勢入れられて毎日PRしながら真剣にぱっとやってうまくいったような気がしますが、ご理解いただいてね。

これからは大変ですわ。それについて、どういう方法で、どうしたらいいのかということを実際に訴えてもらわんと担当部署だけの問題じゃないものですから、今の思いをこういう面でこういうふうに進めていきますけれども、皆さんの協力はこうやって得られると前へはかどるわなというような思いや気持ちがあったら聞かせてもらえると大変ありがたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○下水道課長 加藤和己君

お答えいたします。

議員の言うとおりに、本当に私も下水に來まして非常に大変何かやせていっておりますが、

まずくみ取りの件でございます。確かに議員の言うとおりに、案外くみ取りというのは借家が多いです。確かに旧市街地、城とか新屋敷とか、あの辺結構、やっぱりくみ取り便所が多いです。当然大家さんからいろいろご指導いただきます。くみ取りを浄化槽に変えたいんだけどもという話なんですね。そうすると当然お金かかるという話でございます。その中で、くみ取りを簡易に変えれば、今、50万、60万とお金かかります。補助金が10万でも多い金額がかかってきます。その中で、その分だけを家賃上げることできないということで、大家さんのほうから、やりたいけどやれないというのが多い状況にあります。

その中で、私どもは言えることはただ一つ、環境保全のことしかありませんので、この辺を理解いただきながらお願いしたいと思っています。また、補助金、一、二年ですと6万円、4万5,000円、3万円と段階ありますので、この補助金を大いに利用していただいておりますということで、お願いしているところでございますが、以上でございますが、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○副議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で議案第23号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第8 議案第24号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは317ページから331ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第24号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終了いたします。

○副議長 吉田正昭君

日程第9 議案第25号「平成24年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第25号「平成24年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終了いたします。

なお、議案第18号ないし議案第25号は、21日の本会議で質疑を省略し、討論、採決とさせ

ていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時16分)